

# 訴 状

平成29年5月12日

静岡地方裁判所民事部 御中

〒421-0411

静岡県牧之原市坂口2142番地1

原告 板倉直壽

電話・FAX 0548-29-0961

〒420-8601

静岡県静岡市葵区追手町9番6号

被告 静岡県知事—川勝平太 静岡県

電話（法務文書課）054-221-2063

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 309万7200円

貼用印紙額 2万1000円

## I 請求の趣旨

- 1 被告は，原告に対して，金309万7200円及びこれに対する訴状送達の日から支払い済みまで年5%の割合による金員を支払え
- 2 訴訟費用は，被告の負担とする  
との判決を求める

## II 請求の原因

### 第1 当事者

原告は静岡県行政書士会に所属する行政書士である。

被告は静岡県知事である。

### 第2 被告の違法行為

#### 1 概要

原告は、平成27年7月14日、東京弁護士会所属弁護士、訴外長谷川純弁護士（以下、長谷川弁護士と呼ぶ）により、被告静岡県知事川勝平太に対して懲戒請求を起こされた（甲第10号証、懲戒請求書）。

長谷川弁護士は、およそ300人の社員を擁し、年間30億円以上の金員を詐取する行為を、おそらく17年以上はしていると思われる競馬情報詐欺グループ（以下、首謀者の名前をとり、「増山記透グループ」と呼ぶ）の事実上の法律顧問であり、個別事案の代理人を平成19年頃より10年ほど務めているが、原告が競馬情報詐欺の被害者の依頼を受けて、返金請求の文書（通知書）を作成して詐欺会社に送付した行為等が弁護士法72条に違反し、いわゆる非弁行為に当たるので、それが行政書士法14条第2号の「重大な非行」にあたるという理由で、懲戒請求を起こしたのであった。

しかし、この懲戒請求の本当の目的は、増山記透グループの詐欺行為を長く告発してきた原告に打撃を加えることで活動を止めさせ、増山記透グループが今後とも継続して詐欺行為を行うことを助長することにあつた。

すなわち、原告は平成17年頃、初めて被害者から相談を受けたのをきっかけとして、返金請求の文書の作成送付をする一方で、この増山記透グループの実態について自己作成のホームページで公表し、告発してきたが、特に平成26年頃から、表に名前が出ることがない首謀者の氏名や、同じく表に出ない、グループの親会社及び中心的会社の社名、所在地、役員等を原告のホームページ上で公表

したため、組織防衛の為、言い換えれば、詐欺行為の継続を助長するためにこのような行為に出たといつてよい。

さて、懲戒請求の結果、原告は被告（実務の担当は静岡県経営管理部総務局法務文書課）（以下、法務文書課と呼ぶ）から呼び出されてヒアリングを受けたが、その結果、法務文書課は原告に2ヶ月間の業務停止処分を課するのが適当と考えるに至り、ヒアリングから4ヶ月後の平成28年2月2日に不利益処分を前提とする聴聞が行われた。そして、さらに6ヶ月後の8月4日に、平成28年8月12日から2ヶ月間（10月11日まで）の業務停止を内容とする懲戒処分が下されたのである。

そこで原告は被告に対して、行政不服審査法第2条に基づく審査請求を行ったが、審理員による審理、静岡県行政不服審査会による審査（甲第8号証、「答申書の交付について」）を経た結果、審査の途中で業務停止期間が満了したことにより請求が不適法になったという理由で、平成28年12月2日、被告は審査請求を却下した（甲第9号証、「裁決書」）。

原告は被告によるこれら一連の行為が、行政手続法の「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する」という目的や、行政不服審査法の「公正な手続により、国民の権利利益の救済を図る」という目的に違反して違法であること、また、処分の理由となった弁護士法第72条の解釈適用にも違法性があったと考え、国家賠償法第1条、民法709条に基づき、被告に対して損害賠償の請求をするものである。

なお、以上の経過をまとめると、

- ①平成27年7月14日 長谷川弁護士により、原告の処分を求めて、静岡県知事（処分庁・被告）に懲戒請求がなされる。
- ②平成27年8月3日 法務文書課の指示を受けて、静岡県行政書士会により原告に対してヒアリングが行われる。
- ③平成27年9月16日 法務文書課により原告に対してヒアリングが行われ

る。

担当は訴外森隆史（法務文書課法規班 班長）

訴外吉野正人（法務文書課法規班 主幹兼副班長）

④平成28年2月2日 聴聞（予定では2ヶ月間の業務停止）が行われる。

聴聞の主宰者は静岡県文化・観光部 大学課 課長代理 手老豊

法務文書課からは参事の倉石寛，森隆史，吉野正人が出席

⑤平成28年8月4日 懲戒処分（2ヶ月間の業務停止処分）

業務停止期間は平成28年8月12日～10月11日まで

⑥平成28年8月19日 審査庁（被告）に対して審査請求

審理員は経営管理部総務局総務課 課長 中津川秀之

⑦平成28年9月23日 審理員が審査庁（被告）に意見書提出

⑧平成28年9月27日頃 審査庁が静岡県行政不服審査会に諮問

⑨平成28年10月27日 静岡県行政不服審査会が審査庁（被告）に答申書  
交付

⑩平成28年12月2日 審査庁による審査請求却下

ということであった。

このように概要を眺めると一定の手順を踏んで手続は一見適法になされたかに見えるが、原告は様々な点で手続きは妥当性を欠き、違法性があったと考える。なお、本訴訟が対象にしているのは懲戒請求と審査請求の2件だが、処分庁も審査庁も共に静岡県知事である。ただし、実務はどちらも法務文書課が行い、結論を出すのも法務文書課の模様である。また、どちらも決済権者は経営管理部長で、県知事は全く関知していないと聞いている。そこで、本書面では、実際に担当した部署もしくは人物の名前を挙げて申述することにする。

## 2 被告の違法性

原告が、この懲戒請求、審査請求という一連の手続きの中で、法務文書課や担当

者の行為に違法性があったと考える理由は以下の通りである。

(1) 懲戒請求者（長谷川弁護士）が被告に提出した書面の写しが原告に交付されず、防御に支障をきたした。

① 長谷川弁護士が被告に提出した懲戒請求書及び書証等の添付書面は少なくとも240ページ程度あったが、原告がその写しをようやく入手することができたのは懲戒請求から1年2ヶ月以上が過ぎた平成28年9月13日以降であり、懲戒処分の後、審査請求中のことであった。そのため、懲戒請求の具体的な理由、言い換えれば長谷川弁護士の主張を十分理解することができず、「ヒアリング」の場でも「聴聞」の場でも、その他原告が提出した申述書等でも、的を射た反論をすることができなかつたと考えている。

法務文書課は初めから原告に懲戒処分をするという強い姿勢で臨んできたので、結論に変わりはないとしても、十分な情報を元に反論するのは原告の権利であるところ、それが保障されなかったことが問題であったと考える。

特に手続全体を振り返ると、ヒアリング終了時点で、事実上法務文書課の意思、すなわち懲戒処分をするという意思はすでに決まっていたと言ってもよく、聴聞以降の手続は、審査請求を含めて事実上形式的なものであった。それを考えると、ヒアリングの前に書面の写しを手に入れ、反論の準備をする必要があったのに、それができなかったことは大きな痛手であった。攻撃の理由が分からなければ防御はできない。従って、この、書面の写しの交付がないという事実は、行政手続法の「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する」という目的に反し、違法であると考えている。

② なお、法務文書課のヒアリングに先立って、原告は法務文書課の指示を受けた静岡県行政書士会から呼び出されてヒアリングを受けた。その際、原告が知らされたのは懲戒請求者が長谷川弁護士であることと、弁護士法第72条を根拠としているという事だけで、質問の内容については具体性がほとんどなかった。担当した2人の副会長によれば、その時点では法務文書課から書面の写し

は交付されておらず、副会長のうち1名が法務文書課の担当者から概略を口頭で聞いただけということであった。そのため、副会長は2人とも懲戒請求者が原告のどのような行為がどのように弁護士法第72条に違反すると主張しているのかについて明確には承知しておらず、的確な質問ができなかった。そして、弁護士法第72条違反という主張に何か心当たりはありませんかと聞くのみで、一体何を言いたいのか、何を聞きたいのか、自分は何を答えればよいのかさっぱりわからず、仕方なく、原告が返金請求の文書を書く原因となった競馬情報詐欺や増山記透グループについて説明をし、弁護士法第72条について自己の考えを述べる内にヒアリングは終了した。

というわけで、この時点でも原告は長谷川弁護士の具体的な主張を知ることができなかったのだが、それは原告に十分な反論の準備をさせないために、法務文書課があえてそのように工夫したと考えざるを得ない。このように曖昧な情報しか提供せずにヒアリングをするように指示を出した法務文書課の対応は静岡県行政書士会に対して無理を強いるものであり、公正な手続とは言えず、行政書士会や行政書士を監督するという優位な立場にある法務文書課は、公正な手続よりも自己の優位性を優先させたものと思われる。

- ③ さて、その後、法務文書課のヒアリングがあったのだが、文書の交付はなく、いきなり口頭で様々な質問がなされた。ヒアリングは法務文書課法規班長の訴外森隆史と副班長の訴外吉野正人が担当したが、森隆史は分厚いファイルを広げながら質問をした。広げたファイルはおそらく長谷川弁護士が提出した文書と推測されたが、森隆史は書面の一言一句をなぞるかのように質問をし、自分が聞きたい事実の確認だけを、断片的に機械的に行った。しかし、原告は当該書面を見ることができなかったため、なかなかその主張の真意や論点を読み取ることができなかった。原告はできるだけその意図を理解しようと努力し、反論するべきは反論したが、全くかみ合わないという印象のままヒアリングは終了した。この際無知な原告は法務文書課が懲戒請求者（長谷川弁護士）と被懲

戒請求者（原告）の間に立って、双方の主張を公平に聞き取りながら判断する者と考えていたが、どうやら長谷川弁護士の主張が正しいという前提で、原告の主張を疑い、あるいは否定するような雰囲気があった。また、法務文書課は自分が確認したいこと以外の事実には全く関心がないことが見て取れた。

- ④ ところで、弁護士法第72条については原告もかねてから関心があり、それなりに勉強していて、事件性必要説と不要説があること、必要説の中にもいくつかの見解があることは分かっていたが、調べたいいくつかの判例は事案も異なれば、文言も抽象的であったりして、どうしても合法非合法の境界線がわかりにくいという印象を持っていた。ただ、原告としては、文書の作成自体は、代理して作成することも含めて、行政書士に与えられた権利であるし（行政書士法第1条の2、第1条の3）、依頼者の言い分を代書するものであるから、それ自体は特に問題はないと考えていた。ただ、自分としては気を付けるべきは交渉をしない（代理行為をしない）ということであったので、通知書には一般の代理人と間違われぬように「文書作成代理人」という肩書をつけて区別していたし、その後も依頼者（被害者）の為に文書の作成はしたが、代理行為は一切しなかった。また、後に詳述するが、長谷川弁護士から文書作成自体が非弁行為であると指摘されたことは一度もなかった。

そこでもし何か問題があるとなれば交渉をしたかどうかについて問われるのではないかと思っていたが、ヒアリングの場ではその点は特に問題にされず、文書の作成そのものが弁護士法第72条の「その他一般の法律事件」にあたり、かつ「鑑定」や「その他の法律事務」に当たるという主張であったため、原告としては意表をつかれた感じになり、法務文書課の主張の真意がよくわからないまま反論もしたが、法務文書課の主張とかみ合うことがないまま終了したのである。

なお、通知書の1例として、長谷川弁護士が法務文書課に提出した通知書の写しを甲第15号証として提出する。

このように、長谷川弁護士提出文書の写しが手元にないことは、その後提出したいいくつかの申述書等を書く際にも支障を感じたし、聴聞での弁明にも支障を感じたのだが、全てが終わってみると、このことが一つの大事なポイントであったと改めて感じるのである。法務文書課は何の権利があつてか、行政手続法の「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する」という目的に反して、正当な防御権を故意に奪ったのである。

- ⑤ ところで、ヒアリングの前後に、法務文書課に何故文書の写しの交付がなされないのかと尋ねてみたが納得のいく回答は得られなかった。法務文書課課員の訴外吉野正人と電話で話をしたときも同様の質問をしたが、「攻撃防御の関係があるので・・・」というようなことを小さな声で述べた。またその後聴聞の場で同じ質問をすると「交付するしないについて法律の規定はない。ただ、自分が特定されるのを恐れて懲戒請求を行うことを控えたり、自分に悪いことが及ぶと恐れて、匿名で懲戒請求をしたりする可能性があり、そうすると行政庁が行政書士を指導・懲戒するという業務に支障が生ずることになりかねないからである。ただ聴聞手続きに入った場合は防御の為に必要ということで、『不利益処分の原因となる事実を証する資料』として行政手続き法上閲覧が可能となっている」という内容の回答があつたことが、聴聞の主宰者である訴外手老豊の聴聞調書（甲第3号証、12ページ目の16行目から）に記載されている。

しかし、このような説明は本件では全く説得力がない。懲戒請求者が長谷川弁護士であることは聞いていたし、相手は弁護士なのだから、文書の写しを原告（被懲戒請求者）に交付したからといって、懲戒請求を控えたり匿名で懲戒請求をするわけではなく、実際、既に記名で懲戒請求しているのであるから、法務文書課の弁明は支離滅裂である。ちなみに弁護士の懲戒請求の場合は懲戒請求者、被懲戒請求者提出の文書はそのまま相手方に交付されることになっている。結局、法務文書課は自己の立場を有利にするために、言い換えれば原告に

防御の為の十分な準備をさせないために文書の写しを交付しなかったと言わざるを得ず、行政手続法の「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する」という目的に違反していると言わざるを得ない。法の目的を達しようとするなら、原告に文書の写しを少しでも早い時期に交付し、論点を十分理解させた上で弁明させ、それでも原告に非があると思えば処分すればよいのである。しかし、実際はそうではなかった。法務文書課は公正な手続を軽んじて、行政書士会や行政書士を監督するという立場の優位性を重んじ、その権力を誇示するかのようになり、自己に有利な方法で手続は進められた。

- ⑥ 審査請求却下まで1年5ヶ月の一連の手続が終わってみて身に染みてわかったことは、法務文書課が一定の結論を出せば、聴聞の主宰者も審査請求の審理員も法務文書課の主張をそのまま無条件で肯定するだけだということである。言い換えれば、法務文書課も主宰者も審理員も一体なのである。

すでに述べたが、ヒアリング終了時点で不利益処分の方が事実上決まったと思われる。なぜなら、ヒアリングが終了すると、法務文書課職員の森山隆史は満足そうな顔をして、後は情状を考慮して結論を出しますと述べたからである。そして、その後のことは、聴聞、不利益処分、審査請求の却下、場合によっては取消訴訟の却下まで、法務文書課によって筋書きができていたと言ってもよいだろう。つまり、被懲戒請求者（原告）の正当な権利利益を保障するはずの懲戒請求手続、聴聞手続、審査請求手続を形骸化するような意図が働いていたと思うのである。その理由は後に述べるが、それだけに最初の手続であるヒアリングまでに長谷川弁護士の文書の写しを交付して、当事者が対等の立場で意見を交わすことができるようにするべきであったと思う。たとえ法務文書課が聞く耳を持たず、結論に変わりがなかったとしても、正当な手続は保障されるべきであったと考える。それがあれば、ずっと早い段階で原告は法務文書課と自分の考えの違いを知り、よりよい反論を準備することができたと考えて

いる。従って、文書の写しの交付がなかったことは、行政手続法の「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する」という目的に反し、違法であると考ええる。

⑦ なお、先に述べたように、法務文書課は「聴聞の時は防御のため閲覧ができる」と言ったが、聴聞の時点では遅すぎるし、閲覧しただけで用が足りる問題ではない。実際、長谷川弁護士は240ページ以上の文書を提出していたのであるが、このような大量の文書を閲覧しただけで、どうやってメモをとり、どうやって記憶にとどめるのか。これは実際を考えない典型的な形式主義である。法務文書課は形式を守り、表面を整えさえすれば、責任を果たしたと言いたいようだが、「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する」という目的を達成するには実質的な配慮が必要であり、法務文書課は故意にその配慮を怠ったと言わざるを得ない。

⑧ ところで長谷川弁護士提出文書の写し240ページ余りのものを見ると、よく書けているが、当然ながら、あくまでも長谷川弁護士の立場から都合のよいことだけが書かれていて、都合の悪いことは書かれていないし、都合の悪い書面も添付されていない。懲戒請求書（甲第10号証）の中にもいくつかの虚偽があるが、長谷川弁護士が被害者に送った回答書（これも法務文書課に提出されているが、1例として甲第21号証「ご連絡」を提出する）の中身は虚偽ばかりである。法務文書課にそれら欠落した部分を補う想像力と虚偽を見抜くほどの洞察力や熱意があればよいが、目の前の、目に見えるものにしか関心を持たず、背後にある集団がいかに関係的な詐欺集団であるかや、懲戒請求の真意や、増山記透グループと被害者の関係性などを知ることもなく、長谷川弁護士に全幅の信頼を寄せるかのように、当該文書をなぞりながら質問をし、その主張にそって、懲戒処分に必要と考える事項の確認のみに強い関心を持ったのである。つまり、最初から懲戒処分をすることを前提にその材料を探したのである。犯罪に等しい競馬情報詐欺を繰り返す詐欺集団の事実上の法律顧問や代理

人を長く務める弁護士をどうしてここまで信用するのかと、とても不思議な思いで担当者を見ていたことを思い出すのである。

ヒアリングの時点では、法務文書課は長谷川純弁護士がどういう人物かを知らなかったと思われるが、原告の説明を聞いてある程度は理解できたはずである。しかし、詐欺師たちが詐欺行為を悪いことだとは思わないように、法務文書課も増山記透グループの行為を悪いことと感じている様子はなかった。ヒアリングの前からすでに処分をするという結論を出していたであろう法務文書課にとってそれはどうでもよいことであり、むしろ知りたくないことだったかもしれない。

(2) 聴聞の理由が簡単すぎ、反論の準備に支障が生じた。

聴聞の呼出状である聴聞通知書（甲第2号証）の中の「不利益処分の原因となる事実」は、原告に不利益処分を課す事案と理由を述べたものだが、その理由部分は結論を含めてわずか12行程度しかなく、あまりにも簡単で、たとえば判例の文言らしきものがあったとしても、裁判所名や年月日の記載がなく、事前に確認することができないものがあり、聴聞での反論の準備に支障が生じた。これは上記で述べた文書の写しを交付しないのと同様、できるだけ防御の準備をさせないために工夫したと思わざるを得ない。このようにしてまで手の内を見せようとしない法務文書課の姿勢は、行政手続法の「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する」という目的に背を向けるものである。不利益処分を前提とした聴聞なのだから、理由を詳細に、わかりやすく述べるべきであったと思う。攻撃の中身が理解できて初めて防御ができるのである。

(3) 法務文書課は審査請求や取消訴訟が無意味になるように工夫した。

法務文書課は聴聞の場において、「行政処分をする主体である行政庁が責任を

もって法律（弁護士法第72条等）の解釈をするのは当然である。行政法の体系では、行政庁の判断が誤っていれば、この後、訴訟も用意されている」（甲第3号証，聴聞調書，9ページ目の下から11行目以下）と述べ，処分に不服な場合は訴訟の道があると主張したが，これは取消訴訟のことと思われる。その後，懲戒処分のお知らせである「懲戒処分について」（甲第1号証，1ページ目）でも「教示」として，審査請求や取消訴訟ができると書いてきた。

しかし，原告は知らなかったが，現実には，2ヶ月間の業務停止期間が過ぎると訴の利益や審査請求の利益がなくなり，いずれの場合も結論は却下しかなく，法務文書課はそれを知りながら無意味なことを繰り返し述べただけで，実効性のある処置をとらなかったのである。従って，法務文書課は審査請求も取消訴訟も却下になるように工夫して処分を決めたと言わざるを得ない。

すなわち，法務文書課は，処分の日（平成28年8月4日）の1週間後の8月12日から2ヶ月間（期限は10月11日）の業務停止という処分を下したが，急いで審査請求をしても，あるいは仮に取消訴訟をしたとしても，業務停止期間内に結論は出ず，却下になることは分かっていた。しかし，それでも審査請求や取消訴訟ができると述べたのである。であれば，却下にならないように配慮すべきであったと原告は考える。法務文書課は，聴聞をする時期も結論を出す時期も自由に決めることができたのであるから，たとえば，業務停止期間の始期を半年後，1年後にするなどの方法が考えられるわけである。その具体的方法は法務文書課にまかせるとして，何らかの配慮をしなければ，審査請求ができる，取消訴訟も可能と言ってみても有名無実のものになるのであり，それを知りながら，適切な措置をとらなかったのは不誠実を越えて，行政手続法の「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り，もって国民の権利利益の保護に資する」という目的に反して違法であると考ええる。他の事案でも同様のことが当たり前のように行われているとすれば，行政手続法，行政不服審査法の目的や精神は生かされていないことになると考える。

(4) 法務文書課は懲戒請求者の主張だけで結論を出した。

一連の手続が終わって振り返ると、法務文書課はヒアリングをする前からすでに結論を予定し、ヒアリング終了時点では事実上不利益処分を決めていた模様であることはすでに述べた。ヒアリングが終了したとき、訴外森山隆史は満足そうな顔をして、あとは情状を勘案して結論を出します、というような発言があったことはすでに述べたが、聞きたいことが聞けたので満足したようだと感じたのを覚えている。原告の主張は全て聞き流してのことである。

法務文書課は、ヒアリングの場では自身が考えるところの処分に必要な事実、いいかえれば長谷川弁護士が主張した事実だけを確認することに関心を持ち、それ以外の事実については最後まで無関心であったこともくり返しのべたが、これは聴聞の場でも、原告が提出した文書等に対しても同様であった。それは原告の言い分に対してただ1つの質問さえ出なかったということからも十分感じとることができた。普通、人の言い分を聞くときは適度に相槌を打ち、質問を入れて事実関係や主張を確認していくものだが、それが全くなく、完全に聞き流していたからである。さらにその無関心さは、聴聞の場で法務文書課が述べた次のような言葉からもわかる。すなわち「懲戒請求がなされた場合、県知事がなすべきは『必要な調査』に基づく『適切な措置』であり、必要な情報を得るために『必要な調査』を行った。そして、本件では長谷川純弁護士の懲戒請求書及びそれに添付された証拠書面、そして長谷川純弁護士に送った質問状に対する回答で、必要な調査を行うことができたと考えている」というようなことを述べたのである（甲第3号証 聴聞調書 5ページ目の23行目以下）。法務文書課が欲しい事実関係の確認さえとれば、その他の事実は不要であると言っているのであるが、その事実関係は長谷川弁護士が提出した文書で足りると述べたのである。

このような法務文書課の行為は行政手続法の「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する」という目的に違反

して違法であると考える。

(5) 法務文書課は終始、原告の主張には無関心で、適当に聞いていた。

法務文書課が原告の主張にいかに関心であったかの証拠として具体例をいくつか挙げたい。一事が万事だからである。

① 文書で述べたこと、聴聞の場で述べたことを聞いていない

懲戒処分のお知らせである「懲戒処分について」(甲第1号証)の中で、法務文書課は、原告が、弁護士法第72条の「その他一般の法律事件」について次のように述べたと書いている。

すなわち、「裁判に訴えた段階で紛争が成熟したことになり、この時から弁護士でなければ取り扱えない事務となる」(3ページ目、2(1)アの6行目から)と。

しかし、そうではなく原告は「裁判、仲裁、不服申立等の、公的機関に申立のあったもの(あるいはそれ以外に解決方法がないもの)と解することができる」と述べたのであり、このことは提出した文書でも聴聞の場(甲第3号証、聴聞調書、9ページ目、5行目以下)でも述べているのだが、にもかかわらず、その後作成された「懲戒処分について」の中で、法務文書課は上記のように述べたのである。

これは一見些細な問題に見えるかもしれないし、その後、審査請求の審理員もまた、この点について、「たとえ審査請求人の主張を誤解しているとしても、結果として正しい解釈により判断がなされているから、適法性に影響を与えるものではない」(甲第5号証、審理員意見書、6ページ目、15行目以下)という理由で問題無しとした。しかし、一事が万事というように、法務文書課がいかに関心であったかをこのことがよく示していると思う。

② 聴聞の場で述べたことを聞いていない その2

さらに、「懲戒処分について」（甲第1号証）4ページ目の下から9行目以下）の中で「あなたの意図はともかく・・・」と述べ、情報料、馬券代、慰謝料の記載がある以上、真意を知らない相手方はそのとおりに受け取るのが通常、と法務文書課は主張しているのだが、これについては聴聞の場で、長谷川弁護士は被害者が実際には情報料以外のものを求めないことは知っていたということを、理由を付けてすでに説明してある（甲第3号証、聴聞調書、4ページ目の下から2行目以下）のである。にも関わらず、まるでその説明を聴いていないかのように述べているのである。なお、これについては後にさらに詳しく述べる。

③ 資料を見ていない、弁明を聞いていない（返金額の点）

また、聴聞の場で法務文書課が「（原告の）市民の権利や利益を損なわなかったとする主張については、法律に準じていればもう少し権利の回復ができたと思われるところがあるため、心証を形成できていない」（聴聞調書、7ページ目の21行目以下）と述べたので、その理由を尋ねると、「弁護士であれば法定利息を請求できるところ請求できず、適切な権利行使ができなかったと考えられるから」と述べた。そこで原告は、情報料の80%プラスその法定利息の支払いと、情報料の100%の支払いとどちらが被害者の利益になると思うかと問うたところ、明確な返事がなかったのである。

実は長谷川弁護士は、弁護士が相手の場合は80%程度で和解していると主張して、だから早く和解に応じるようにと被害者に言ってきたのだが、被害者は納得できず、当該事案の5件は100%あるいは最低でも85%で和解していたのである。それは104件の一覧表（甲第16号証）を見れば分かるし、ヒアリングの場でも説明したのだから、仮に弁護士が80%で和解するなら（原告は長谷川弁護士の主張を信用していないが）原告が扱った事案の返金額はそれよりも高いことは分かるはずなのである。にもかかわらず、法務文書課は原告の書いた通知書の中に法定利息を請求する文言がなかったことだけをみて、

上記のような発言をしたのである。原告はこの法務文書課の主張には大変あきれて、その主張は理解できないと言って強く反論したが、法務文書課は言いかえすでもなく、訂正するでもなく、曖昧な返事のまま終わってしまった。本当に表面や形式しか見ていないのである。被害者は少しでも多くの情報料を取り返したいのであり、たとえ僅かな法定利息を得ても、総額で少なければ意味がないのだが、その常識的なことさえ法務文書課は認識できないのである。

なお、訴状の終わりの方の「Ⅲ 原告の被った損害」で述べているK氏の場合、弁護士に依頼して増山記透グループに141万円を請求し、100万円の返金で和解したそうだが、返金率は71%で、利息の支払いはない。

原告は、結論だけでなく、形式的な手順だけでなく、実質的な手続や判断が大切だと考えるが、このように原告の主張を軽んじる姿勢は行政手続法の「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する」という目的に反し違法であると考ええる。

## (6) 「聴聞」の主宰者の違法性

### ① 聴聞の「主宰者」は不公正な扱いをした可能性がある。

主宰者はその聴聞報告書（甲第4号証）の中で「東京地裁判例 平成23年4月27日」という文言を2度使っている（4ページ目の18行目及び5ページ目の8行目）が、この文言はその前に法務文書課が作成した「聴聞通知書」（甲第2号証）にも、聴聞の場での法務文書課の発言の中にも出てこない文言である（聴聞調書、甲第3号証）。そのような文言を何故、主宰者が使ったのかが疑問である。

法務文書課が何か特別な文書を提出していたのか、それとも主宰者が積極的に探し出して引用したのかは知らないが、「公正の確保」を疑わせるように思う。

ちなみに、原告は聴聞の場での口頭での弁明しかしていない。法務文書課に

提出した文書にも目を通して欲しいと主宰者に聴聞の場で訴えたが、そうするとの返事はなかったし、聴聞報告書を読む限り特に検討された形跡はないように思われる。

② 「聴聞」の「主宰者」は事実と異なる意見を述べている。

また、主宰者は聴聞報告書（甲第4号証）5ページ目、ウ その他、の中で、「加害者に強い違法性がある場合は、過失相殺は認められないなど法律的知見等に基づいて依頼者を指導したことが『鑑定』に該当するとの行政庁の主張については、東京地裁判例（平成23年4月27日）や、この点につき陳述では板倉行政書士から特段の反論がなかったことから、妥当なものと認められる」と述べている。

しかし「板倉行政書士から特段の反論がなかった」の記述は事実誤認である。原告は次の2点について反論し、意見も述べているのである。

ア 1つは、法務文書課の言うように「法律的知見等に基づいて依頼者を指導したというより、もともと過失相殺はおかしい、納得できないと考える被害者に代わって「文書を作成した」のだと主張した。これは反論である。

イ さらに、法務文書課はヒアリングの場では、「法律的知見等に基づく文書作成自体が鑑定になる」と主張したので、原告は、被害者に代わって文書を書いたのであり、被害者の主張として代書したのだから、それは鑑定には当たらないと反論した。

すると法務文書課は、聴聞通知書（甲第2号証）の「不利益処分の原因となる事実」の中では、「法律的知見等に基づいて主体的に依頼者を指導することは・・・鑑定に該当する」（3ページ目のウ）と表現を変え、さらに聴聞の場でも、「依頼者を指導した」ことが鑑定になると言うなど、「鑑定」について、その主張を変えたのである。そこで、原告は法務文書課に対して、ヒアリングの場での見解を変えたのかと問うたのだが、明確な返事はなかったと記憶している。

従って、上記聴聞報告書にあるように「反論しなかった」という記述は事実誤認であり、その不正確さからも審理員の法務文書課と一体となった姿勢が見て取れると思う。

以上から、聴聞自体が、行政手続法の「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する」という目的に違反して違法であったと考える。

#### (7) 審理員（審査請求）の様々な違法性

##### ① 審理員は「公正な手続」より自己の都合を優先した。

審査請求手続は本来時間をかけて行うものようだが、審理員である訴外経営管理部総務局総務課課長中津川秀之は、業務停止期間が過ぎると却下になることを理由に上げて手続きを急いだのである。

まず、審理員から最初に届いた文書である「弁明書の送付及び反論書の提出について」（甲第6号証）では9月13日までに反論書等を提出するようと言ってきたのだが、期限までわずか2週間しかなかった。一方、長谷川弁護士が被告に提出した書面の写しの一部を入手したのが9月13日ごろ、文書全部を入手したのは9月27日であったため、この時も十分な反論ができなかったし、何とか提出した2通の反論書のうち2通目が審理員に届いた時には、すでに審理員意見書が作成された後であった。時間があれば、さらに丁寧に反論したかったがそれができなかった。

なお、書証として7件の文書も提出したが、それは法務文書課にも提出していたもので、増山記透グループなどの競馬情報詐欺を説明する文書であり、新たな主張ではなかった。

また、続いて審理員から届いた「審理手続の終結等について」（甲第7号証）には、「審査会（静岡県行政不服審査会のこと）は、外部の識者によって構成される、より客観性の高い機関であるところから、この機関に諮問されること

が、あなたの利益にかなうと考えております」とあり、そのために審理を早めに終了したと述べている。

ところが、審理員はその後、法務文書課の主張をそのまま認めて、「請求の棄却を求める」という意見書を審査庁（被告）に提出したのである（甲第5号証、審理員意見書、9ページ目の2行目）。審理員は、自分の意見は「請求棄却」だが、静岡県行政不服審査会の審査を受ければ原告の利益にかなうと思うと言ったことになるわけだが、本当にそう考えたのだろうか。

結論から言えば、どう考えても業務停止期間終了までには時間がなく、静岡県行政不服審査会は「却下」の結論しかないことは分かりきっていたのである。それにもかかわらず審理員もまた法務文書課同様、意味のないことを意味があるかのように述べて手続を短縮したのである。これでは、手続を急ぐことで、自分の仕事を早々と切り上げて解放されようとしたと言われても仕方がないだろう。「あなたの利益にかなう」と言いながら、原告の利益など考えていないことは明らかである。そもそも審査請求手続は誰の為にあるのかを忘れていると言わざるを得ない。このように、公正な手続を保障するという目的を忘れ、自己の思いや都合を優先して、十分な反論の機会を与えなかった審理員の行為は、行政不服審査法の「公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図る」という目的に反して違法であると考えられる。このようなことが他の事案でも当たり前のように行われていたら、法律の存在意義がない。

## ② 法務文書課の誤解を問題ないとした。

すでに触れたが、(5) ①で述べた件について、審査請求の際、審理員に文書でこの点（「一般の法律事件」について法務文書課は原告の主張を誤解しているという点）を指摘したところ、これに対して審理員は「たとえ審査請求人の主張を誤解しているとしても、結果として正しい解釈により判断がなされているから、・・・本件処分 of 適法性に影響を与えるものではない」と述べた（甲第5号証、審理員意見書、6ページ目、15行目以下）。

「正しい解釈により判断がなされているから、・・・適法性に影響を与えるものではない」というが、大事なのは結論だけではないのだから、少なくとも、誤解したことに対して法務文書課に注意を促すような意見を述べるべきではなかったか。それが審理員の役割ではないか。しかし、そうしない審理員には、結局初めから法務文書課と一体の立場に立ち、その見解をそのまま支持しようとする姿勢しかみられず、公正な立場から懲戒処分に意見を申すという姿勢が見られない。これでは何のための行政不服審査かわからない。審理員の文書（甲第6号証）には「静岡県知事から独立した審理員が審査する」という説明があり、これは知事や経営管理部長等の指揮監督を受けることなく、自らの判断で審理員意見書を作成することを意味するとの説明を受けたが、結局は綺麗ごとであり、行政不服審査法の「公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図る」という目的に反して違法であると考ええる。

③ 審理員は事実調査を怠った。

法務文書課は原告の増山記透グループに対する文書作成送付の行為を「必ずしも的中を保証するものではない旨の利用規約に基づいて、競馬情報の提供契約を締結して情報料を支払った競馬情報会社に対し・・・返還等を求めるもの」と認定したのだが（甲第1号証、懲戒処分について、3ページ目の最後の段落）、原告はそれに対して、「必ずしも的中を保証するものではない旨の利用規約に基づく契約」というのは「懲戒請求者（長谷川弁護士）の主張をそのまま採用するもので、競馬情報会社の行った行為が組織的計画的な詐欺行為であるという実態を無視するものである」と反論する文書を審理員に提出した。何故原告がこの点に拘るかという点、法務文書課のこの考え方が事実認定や弁護士法第72条の解釈適用に大きく影響していると考ええるからである。

すると、審理員はこれに対して「現にそのような利用規約が存在するのであり、処分庁の認定が、審査請求人が指摘するような偏った認定であるとは認められない」（甲第5号証、審理員意見書、6ページ目の下から7行目）との断

定的な意見を知事に提出したのであるが、これは大きな間違いである。

原告が後によりやく入手にした、長谷川弁護士が提出した文書の写しは少なくとも240ページほどあったが、その中にただ1枚だけ不完全な「利用規約」が含まれていた。不完全という意味は、文書の冒頭には「利用規約」の文字がなく、つまり表題がなく、会社名も作成年月日も入っていないからである。法務文書課も審理員もこのたった1枚の不完全な「利用規約」を見て、長谷川弁護士の主張どおりに、「利用規約に基づく契約」と述べたことがわかったが、これは間違いである。

増山記透グループの手法は、必ず万馬券（100円の勝ち馬投票券で1万円以上の配当があるもの）が的中する買い目を教えますと言って、被害者に対して毎日のように文書を送り付けてくるが、その中身はすべて虚偽の作り話であり、書かれている的中実績は全て捏造である。だから詐欺なのである。そして、その数は少ない被害者でも50通、100通になる。大概是1通に10枚以上の文書が入っているから文書の枚数は少ない人でも500～1千枚になるが、少ない方でもこれほど膨大な量になるのである。その中に、数十通に1度、そっと不完全な「利用規約」をしのばせてくるのであるが、そこには「100%の的中を保証するものではありません」などという曖昧な言葉が、読みにくい小さな文字で書かれている（甲第22号証）。一方、圧倒的な量の文書には「必ず万馬券が当たる」かのようなことが繰り返し書かれているのだから、まさに正反対のことが書かれているのである。

そして、文書と同時に電話でも積極的に勧誘し、そこでも「必ず万馬券が当たる」という作り話をくり返し、信用させて、ついには口頭で支払いを約束させた上で、情報料を払い込ませるという手法をとっている。つまり契約の意思表示が明確になるのは振り込みをした時点であって、契約書はその前にも後にも存在しないのである。契約書があり、その中に利用規約に関する一文が明記されているわけではないのである。

従って、気づかれないようにそっと忍ばせた「利用規約」が契約の一部になるというなら、それより圧倒的に量の多い、捏造された的中実績や存在しない組織や人物に関する記述、その他、虚偽を並べたパンフレットを含む数々の文書は、それこそ詐欺師が被害者に対して明確に、かつ、くり返し強調している部分であるから、なおさら契約の一部になるはずである。つまり、法務文書課や審理員は利用規約に基づいた契約と言うが、虚偽の事実に基づいた契約というのが正しいのである。法務文書課は原告の主張を聞く耳を持たなかったので、長谷川弁護士が被害者に送った回答書5人分（これも法務文書課に提出されている）の中で、「利用規約を同封している」という文言が繰り返されているのを見、かつ、たった1枚の不完全な利用規約を見て、「利用規約に基づく契約」と認定したようだが、審理員もまた、たった1枚の不完全な「利用規約」を見て、無責任にも「現に利用規約が存在するのだから処分庁の認定は偏った認定ではない」と断言したのである。無批判に、法務文書課に追随しただけであり、公正な目は全くないのである。公正であろうとすれば、批判的に見ることは不可欠なはずだが、手続を少しでも早く切り上げて解放されることしか考えなかったと思われる審理員は、法務文書課の見解をそのまま「審理員意見書（甲第5号証）」にまとめただけと言っていいだろう。

なお、念のために述べると、「100%の的中を保証するものではありません」という言葉は、簡単には当たりませんという意味だと思われるが、90%、80%なら保証しますという意味にも解することができるので、実に曖昧な言葉なのである。不的中が続いても、詐欺師達は、まだ情報提供は終わっていません、まだこれから当たりますと嘘を言い続けるのであるが、「100%の的中を保証するものではありません」という言葉は、実に狡猾な言葉なのである。

原告は増山記透グループについて、口頭でも文書でも法務文書課には詳しく説明したが、彼らは全く関心を示さなかった。自分たちが欲しい事実だけを確認することに関心をもち、それ以外のことは全く無関心で切り捨てた。その結

果真実を見ることもなく、このような事実と反する認定をしたのである。法務文書課が原告の言い分にも関心を持ち、耳を傾けていれば、長谷川弁護士が提出した書類の中に契約書がないこと、詐欺会社なら当然あるはずのパンフレットその他の捏造した案内書等がないことに気づいたかもしれない。そうすれば「必ずしも的中を保証するものではない旨の利用規約に基づいた契約」などと認定することはなかったはずである。これは被害者の気持ちを逆なでする、余りにも常識のない言葉である。

なお、ここで利用規約について補足説明をすると、甲第22号証だけでなく、原告が保管する数十枚の「利用規約」は全て会社名や作成年月日の記載がない。従って、どこの会社のいつのものかわからず、文書としては不完全なものである。おそらく名前だけの情報社を含めると数千社をこえるが、どこでも使えるようにそのようにしたと思われるが、アリバイを作るためのものと言っていいだろう。しかし不完全であるからアリバイにもならない。

また、長谷川弁護士が提出した利用規約（甲第22号証）は冒頭部分が何故か大きめの文字で書かれていて、その中に「100%の的中を約束するものではない」の文字がある。そして、通常なら一番先頭に、表題として「利用規約」の文字があるのに、ここにはないのである。原告が保存する数十枚の利用規約はすべて文字が小さく、このような大きさのものは他にないし、「利用規約」の表題がないものもない。想像になるが、法務文書課提出用に作られた可能性がある。

ところで、原告が何故このことを強く主張するかというと、先に少し述べたが、このような法務文書課の姿勢が事実認定や弁護士法第72条の解釈適用にも大きく影響していると考えからであるが、それについては後述する。

以上より、このような審理員の行為は行政不服審査法の「公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図る」という目的に反して違法であると考えられる。

④ 審理員は原告が提出した書証を、曲解した上で、原告の不利益になるように

使用した。

法務文書課は「懲戒処分について」（甲第1号証）の4ページ目、イ、7段目で、「あなた（被懲戒請求者＝原告）の意図はともかく、競馬情報詐欺という不法行為に基づく損害賠償として情報料及び馬券代の返還並びに慰謝料の支払いを求めれば、あなたの真意を知らない競馬情報会社としては、文言どおりの支払い義務があると主張されているものと受け取るのが通常であるから、客観的には『法律上の効果を発生・変更する法律行為の実現に向けられた事務処理』に当たり、『その他の法律事務』に該当する」と主張したのに対して、原告は審理員に文書で次のような内容の反論をした。

すなわち、長谷川弁護士は原告との間で104件の事案を処理したとって一覧表を提出していたのだが（「板倉直壽行政書士交渉事案一覧」、甲第16号証）

「104件のうち、本件で問題となっている5件は最終の事案だが、それまでも、情報料全額もしくは大半の情報料が返金されることはあっても馬券代や慰謝料が支払われたことは一度もなく、通知書には馬券代や慰謝料の記載があっても、実際には被害者もそこまで求めないことは相手方も承知していることである。・・・それは104件のリストを見ればわかることだから、その実質で判断するべきではないか」と。

ところが審理員はこれに対して意見書の中で次のように述べたのである。

「審査請求人（原告）が審理員に提出した甲8号証によれば、競馬情報会社が情報料に加え慰謝料や馬券代を支払い、それらを依頼人が受け取った事例があることが認められる。そうすると、あえて慰謝料や馬券代の支払いを求める文言を記載したのは、本件認定行為においても、この事例のように慰謝料や馬券代が支払われることを期待していたとも判断できることから、単に飾り文句として記載しただけという主張は認めることができない」と（「審理員意見書」、7ページ目の22行目から）。

実は上記の「甲第8号証」では馬券代や慰謝料が支払われた例があることに触れていたが、それは増山記透グループ以外の詐欺会社と被害者の間のものであった。ところが審理員はそれを知りながら、原告に不利益になるように利用したのである。原告は被害者に対して、増山記透グループとの関係では馬券代や慰謝料が支払われたことが1件もないので、文書には馬券代や慰謝料についても書いてはいるが、情報料以外の支払いはないと思って欲しいと、それまでの実情を説明し、被害者もそれで納得していたのだが、それはずっと初期のころの事案からそうであった。その事実があるので、長谷川弁護士も、被害者が馬券代や慰謝料を事実上求めていることを承知していたと述べたのであって、そのことは104件のリストの中身を見れば確認することができるのだが、審理員はその事実には目を向けず、何が何でも原告に不利になるように利用したのである。

このように審理員は事実確認もせず、関係のない事柄を引き合いに出してまで原告の主張を否定して法務文書課の見解を肯定しようとしたが、ここに審理員と法務文書課の一体性を見ることができる。審理員は短い期間で9ページもの審理員意見書を書いたが、結局、法務文書課の文書をまとめたただけであった。

行政不服申立は公正な手続を保証し、手続の間違いを是正するチャンスを与えるものという趣旨から生まれたものであるはずだが、これでは何の意味もないと原告は考える。従って、この審理員の行為は行政不服審査法の「公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図る」という目的に反して違法であると考えられる。

なおこの点については、P14, (5) ②でも触れたが、聴聞の場で原告が説明したにもかかわらず、法務文書課は「懲戒処分について」（甲第1号証）の中で上記のように主張したのであり、法務文書課自身も原告の主張を聞いていない証拠だと思ふのである。法務文書課も審理員も原告の主張を聞いていないということになる。

(8) 原告の行為は弁護士法第72条には違反しないと考える。

以上、手続について述べたが、次に最も大きな論点である弁護士法第72条について述べる。

法務文書課は原告の行為は弁護士法第72条に違反すると認定したが、その判断には、事実認定に誤りがあり、法の解釈適用にも問題があり、違法性があると考ええる。

#### ① 増山記透グループの概要

弁護士法第72条の解釈適用には増山記透グループと被害者の関係性を知ることが重要と考えるので、まず、増山記透グループについて簡単に説明する。

これまでも少し述べたが、当該詐欺グループは300人ほどの社員を擁し、年間30億円程度を詐取しており、平成15年(2003年)に首謀者が脱税で逮捕されていることを考えると、少なくとも17～18年程前から同様の行為を行っている模様である。

有名新聞に全面広告を載せ、無料で買い目情報を提供しますと言って会員を募るのだが、それは罠であり、罠にかかった罪もない会員に対して、必ず万馬券が当たる買い目を提供すると言って、文書と電話で巧みに信用させ、1人当たり50万円、100万円、数百万円、中には数千万円にも上る情報料をだまし取っている詐欺組織である。多くの被害者はすっかり信用してしまうのだが、中には欺かれたと知って自殺を考えたと言う人も少なくない。

原告が知る限り、解散したものも含めると登記した会社だけでも112社以上あり、そのうち80社ほどは情報社で、新聞に全面広告を出して会員を募るのだが、いわば詐欺の入り口、詐欺の道具としての会社である。また、20社ほどが、自作自演の料金収納代行会社である。一般の料金収納代行会社を装ってはいるが、実際は詐欺組織が自分の為に作った会社である。増山記透グループには登記のない名前だけの情報社が少なくとも数千社はあり、かつては個人

名義の口座を使っていたが、数千もの口座を用意するのは大変だし、銀行の目も厳しくなって、このような方法をとるようになったものと思われるが、平成23年から始まり毎年数社ずつ増えている。会員はまさか自作自演の料金収納代行会社とは思わないから、他社と提携しているのなら信用できそうだということで、会員の信用を得る手段にもなっており、これもまた詐欺の道具である。

さて、これら登記のある競馬情報詐欺会社は新聞広告に会社名を載せているし、料金収納代行会社は会員に通知されるので、どちらもその名を会員が知ることができる会社だが、親会社及び各部門（営業、ホームページ作成、パンフレット印刷、名簿管理など）を司る会社など10社程度は会員には公表されないもので、通常は誰も知ることができない会社である。従って首謀者や中心的な人物の名前は表に出ない仕組みになっている。

また、新聞広告を出す会社の事務所は、紙面に載せた住所地にはなく、郵便を出すと全て東京都目黒区の某所に転送されて受領される仕組みになっている。さらに、登記されていない名前だけの情報社は少なくとも数千社はあることは述べたが、会員に届く郵便物には情報社名しか書かれておらず住所の記載がないので、情報料の返金を求めたくても直接文書を送ることができない。それで返金請求を諦める被害者もいると思われる。

社員は、詐欺会社であるから、実名は使わず、多数の偽名を使い分けて多数の情報社の社員を演じるが、全て文書か電話でやりとりをするので客と対面することはない。

ざっと述べるとこのような組織だが、とにかく、組織的、計画的に用意周到に詐欺行為を続けているグループなのである。原告もアジトを見に行ったことがあるが、一見何の変哲もない事務所でスーツを着た詐欺師達が働いていた。

なお、当該懲戒請求事件について考える上で、競馬情報詐欺とは何か、警察や弁護士はどう関わっているのか、増山記透グループの実態はどうか、増山記透グループと被害者の関係はどうであったか、長谷川弁護士の役割は何か、原

告は被害者の為に何をしたのか等について理解していただくことが大事な前提条件になると考えるので、それらについてさらに詳しくまとめた文書を書証として提出する（甲第12号証，申述書（1））。原告はこれとほぼ同様の内容のものを詳しい資料を付けて法務文書課にも提出したが無駄であった。

- ② 弁護士法第72条の「その他一般の法律事件」の解釈適用について  
さて、続いて法務文書課の具体的な主張について反論する。

ア 法務文書課は「懲戒処分について」（甲第1号証）の（別記）【処分の理由】2（1）ア，4段落目で，

「また，東京高等裁判所平成23年10月17日判決によれば『一般の法律事件』とは，『法律上の権利義務に関し争いや疑義があり，または，新たな権利義務の発生する案件』と解されている。この解釈によれば，本件認定行為において，競馬情報会社から過失相殺を踏まえた和解案を提示され，それを拒否した段階で，返還額や過失相殺に関する依頼者と競馬情報会社の見解が食い違うことが判明しているので，少なくともこの時点で『法律上の権利義務に関し争いや疑義があること』が明らかになっていることから，これ以降は『一般の法律事件』に該当することになる」と述べている。

しかし，和解案を単に拒否し，見解が食い違うというだけで，何故法律上の争いや疑義があることが明かと言えるのか，その根拠が不明である。

そもそも契約は，相対する当事者が互いに希望（主張，申し出）を出し合いつつ，妥協しながら一致点に到達するのが一般であり，このことは返金請求の場合も同様と考える。互いの希望が食い違うことがあったとしても，それは一致に至るための通過点にすぎず，よくある通常の交渉過程の話であり，なぜそれをすぐさま「争い」と言わなければいけないのだろうか。法務文書課の見解はこの点が不明であり，ただ判例の文言を引用して形式的に当てはめているだけであり，事実関係の深い考察がない。争いと言えるかどうかは，事案や当事者の関係性等によって異なるはずで，相対する当事者なら皆一律

に言えるというわけではないと考える。

たとえば、正当な貸借権をもち、何ら非がなく、立ち退く意思がもともと全くなかった賃借人と、自己の都合のみで強引に立ち退きを迫る賃貸人の関係の場合（これは後述する最高裁判例の事案のような場合だが）と、本件のような競馬情報詐欺を組織的計画的に用意周到に準備して罠をかけて金員をだまし取った競馬情報詐欺会社と被害者の関係の場合を同様に論じることはできないと考える。

前者の場合は立ち退きを迫られた側が正当な権利を楯に抵抗することは十分考えられ、それに対して何としても立ち退きを実現しようと思えば、そこに無理が働き、脅迫や不愉快な行為が生ずる可能性もあり、ひいては賃借人の権利利益が大きく損なわれる可能性があるので、現実にもそのような状態に至れば、それを持って、争いと言えるかもしれない。

しかし後者の場合、すなわち増山記透グループは専門家から文書で返金請求された場合は返金することに決めており（甲第11号証、「法律家の皆様へ」）、実際多くの事案で、情報料の全額を返金していたのだが、これは増山記透グループ側がもともと正当な権利がないこと、言い換えれば刑事事件に発展する可能性があることを認識しており、返金に応じなければほぼ間違いなく民事訴訟や刑事事件になるため、それを回避するための計画的な行動であり、争わないという大前提があるのである。従って、当該5件の場合は、他の事案と比べて時間がかかり、何度かのやりとりがあったとはいえ、詐欺グループ側の争わないという前提に変わりはなく、予定の行動であった。忍耐を迫られるのは常に被害者の側であり、増山記透グループの側ではない。増山記透グループの側はどんなに時間がかかろうと痛くもかゆくもないのであり、被害者の足下を見ながらいくらでも時間をかけることができる一方、万が一警察が被害届を受理するなどの事態に至れば、即座に全額返金することで危険を回避し、終了させることが、いわば自由自在にできるのである。

当該5件のうち1件（H氏）の場合は，被害者が大阪府警本部にまで相談した結果，地元の警察署の態度が好意的になり，真剣に話を聞いてくれたので，それを長谷川弁護士に話すと，それまでは絶対に全額は返金しないと豪語していた長谷川弁護士から全額返したいと申し入れてきたそうだが，これは本来の「争い」とは違うものと原告は考える。長谷川弁護士が本当に過失相殺は正しいと思うなら，言い換えれば法律上の争いと言えるようなものなら，たとえ警察が動こうと全額返金する必要などないはずである。

長谷川純弁護士は原告に懲戒処分を受けさせようと，虚偽を語り，争いがあるかのように強調したが，それは長谷川弁護士独特の方便であり，通常の場合とは事情が違うのである。

法務文書課はこのような実態には終始全く無関心で，たった1枚しかない不完全な利用規約を見て，「利用規約に基づく契約」と認定し，詐欺ではなく通常の契約のようにみなすことで，つまり，正義対正義の対立しやすい関係にあるかのようにみなすことで，判例の文言に機械的な当てはめをしたが，このような事実認定や解釈適用は正しくなく，違法であると考えている。

なお，法務文書課は聴聞の際「そもそも，行政庁としては『懲戒請求者が公序良俗に違反する行為を行っているかいないか』の判断はしていないと述べている（甲第3号証，聴聞調書，10ページ目の16行目）。しかし，だからといって事実と反する事実認定をしてよいことにはならないだろう。

ところで，法務文書課は触れていないが，上記文章の中に「また，東京高等裁判所平成23年10月17日判決によれば『一般の法律事件』とは，『・ ・ ・ または，新たな権利義務の発生する案件』と解されている。」とあるので一言述べるが，契約書は多くの場合新たな権利義務を発生させるものだし，行政書士にはそれを作成する職務権限が与えられている（行政書士法 第1条の2）のであるから，行政書士については除外されるべきものと考えている。

イ 次に，「懲戒処分について」（甲第1号証）の（別記）【処分の理由】2（1）

ア、 5 段落目で、

「・・・最高裁判所平成 22 年 7 月 20 日決定は、・・・被告人が、未だ争いや疑義が具体化、顕在化していないので、一般の法律事件に該当しない旨を主張したのに対し、『交渉において解決しなければならない法的紛議が生ずることがほぼ不可避である案件に係るものであったことは明かであり、弁護士法第 72 条にいう、その他の一般の法律事件、に関するものであったというべきである』を引用して、

「この決定に基づけば、あなた（原告）が行った業務は、必ずしも的中を保証するものではない旨の利用規約に基づいて、競馬情報の提供契約を締結して情報料を支払った競馬情報会社に対し、同契約は詐欺に基づくものであるとして情報料の返還等を求めるものであって、詐欺の成否、情報料の返還等の時期、情報料の返還額等をめぐって交渉において解決しなければならない法的紛議が生ずることがほぼ不可避である案件に係るものであったことは明かである。

従って、あなたが内容証明郵便等の代理作成業務の委託を受けた時から、本件認定行為は・・・一般の法律事件に関するものであったというべきである」と述べている。

これについてはすでに述べたように、増山記透グループと被害者の関係は「法的紛議が生ずることがほぼ不可避である」とは言えない事案であったと考える。その理由はこれまでも述べているが、

(ア) 第 1 に、すでに述べたように、増山記透グループの場合と最高裁判例とは事案が全く異なるからである。

判例の事案は、貸しビルのオーナーから頼まれた不動産会社が強引に 7 4 名の賃借人に立ち退きを迫ったという事案であった（甲第 19 号証、判例時報 2093 号 P 161～162）。賃借人には契約に従って賃借を続ける正当な権利があり、必要性があり、立ち退く義務もなければ意思もな

かったのだが、そのような賃借人に対してビルのオーナーと不動産会社は自分の側の都合だけで、賃借人の利益を無視して強引に全員の立ち退きを実現しようとしたのである。従って、たとえ1名でも立ち退きに同意しなければ目的を達成することができないので、強引にならざるを得ず、賃借人の側の強い反発が起こることは容易に予想される事案であったと思われるし、当事者の多さから言っても、全てを穏便に解決するのは難しい事案だったと思われる。実際、当該事案では賃借人が不安や不快感を感じたり、不利益を被ったりなどの多くの問題を生じたようである。また、不動産会社は自らを所有者であると偽って、立ち退きの交渉から契約書の作成、和解金の計算と支払いまで、包括的な権限を行使ししながら全てを主体的に行った模様である。

そもそも立ち退きを求めること自体は違法ではないから、仮に不動産会社が賃借人の権利利益を最大限に尊重しながら、時間をかけて紳士的に交渉していれば円満に解決することができたかもしれないし、そのような場合は「法的紛議が生ずることがほぼ不可避である」事案と認定されることはなかったかもしれないが、実際は上記のとおりであったため、裁判所はそれらの事実を争いと見て、事後的に判断して、「法的紛議が生ずることがほぼ不可避である案件」と判断し、その場合は「その他一般の法律事件」にあたりと認定したのだと思われる。

つまり、不動産会社による地上げ行為の全てが違法ではなく、当事者の関係性や態様等も、弁護士法第72条違反の有無を判断する一要素であったと思われるのである。判例時報2093号P161からP162の解説（甲第19号証）にも「本件被告人等のように、関係者の犠牲の下に自ら大きな利益を上げる、いわば悪質な地上げを行っているような者がいる反面、現実社会には必ずしもそのように評価できない様々な立場で立ち退き交渉に関与する者もいると考えられることなどから、立ち退き交渉を受託

する事案においても、当然に弁護士法第72条に違反するとするのではなく、・・・事案ごとの具体的事情に基づく判断が必要であることを改めて確認する姿勢がうかがわれ、本件は、いわば違法性の程度が高く、違法性阻却等が問題となる余地がない事案であることを前提とした事例判断と言えるものと思われる」と述べている。

これに対して増山記透グループの場合は既に述べたように、正当な権利が無い事、刑事事件に発展する可能性があることを自覚し、専門家から文書で返金を求められれば返金することに決めていたのであり、和解まで多少の意見のすりあわせが必要だったとしても、それは法律問題というよりは、弱い立場である被害者の足下を見ながらの、詐欺グループ側の計画的な行動であった。過失相殺を主張しながら、警察の動きを意識して全額返金を申し出るなどは、過失相殺の主張自体が認められないことを自覚しているようなものであり、このようなことを見れば「法的紛議が生ずることがほぼ不可避である案件」とは言えないと考える。

これについて法務文書課は、当該詐欺会社と被害者の関係性について、「必ずしも的中を保証するものではない旨の利用規約に基づいて、競馬情報の提供契約を締結して情報料を支払った競馬情報会社に対し、同契約は詐欺に基づくものであるとして情報料の返還等を求めるものであって」と述べ、犯罪的とも言える詐欺会社と被害者という特殊な関係に目を閉じて、あたかも通常会社と客の契約、いわば正義対正義の関係であるかのように認定したが、これはそのように認定することで、「法的紛議が生ずることがほぼ不可避である案件」という最高裁の判例の文言に当てはめやすいと考えたのだと思われる。従って法務文書課の事実認定は間違っており、それに基づいて行われた弁護士法第72条の解釈適用は違法であったと考える。

なお、原告は、このような特殊な事情を含めて事実認定した上で、弁護

士法第72条を解釈適用するべきであると、繰り返し主張したが、法務文書課の回答はいつも同じで、相手が悪いからと言って、あるいは詐欺の被害者のために返金請求をするという目的が正しいからと言って、違法行為を適法とすることはできない、というようなニュアンスのことを繰り返すばかりであった（甲第3号証，聴聞調書，7ページ目の2段落目）。

もとより，原告は目的が正しければ違法行為が適法になるなどと言っているわけではなく，実際の事実関係を丁寧に見て欲しいと述べたのだが，法務文書課はヒアリングの前から結論を用意していたのだろう，結局聞く耳を持たなかった。そしてそれに続く主宰者や審理員も同じであった。

(イ) 第2の理由としては，すでに述べたように，長谷川弁護士が代理人を務めて和解に至った104件の内の多くの事案（甲第16号証）で情報料の全額を返金してきたという事実があるからである。被害者の記憶や記録が曖昧で，事実関係に不明な点がある場合は減額を求められることもあったが，そうでなければ，大概是情報料の全額が返金されていたのである。この事実は，正当な権利がないことを自覚した上で，うるさい相手には返金することで，民事訴訟や特に刑事事件になることを回避するという方針の表れである。そういう意味でも当該事案はもともと争う意思のない事案であった。従って，「法的紛議が生ずることがほぼ不可避である案件」ではないと考える。

③ 弁護士法第72条の「鑑定」「その他の法律事務」の解釈適用について。

以上の通り，原告は自己の行為は弁護士法第72条の「その他一般の法律事件」には当たらず，その結果，弁護士法第72条違反にはならないと考えるが，仮に法務文書課が主張するように「その他一般の法律事件」に当たるとした場合，次は，「鑑定」や「その他の法律事務」に当たるかどうか問題となるの

で、念の為それについても述べる。

ア 法務文書課は「懲戒処分について」（甲第1号証）の（別記）【処分の理由】2（1）イ，5，6段落目で，

「しかし，東京地方裁判所平成23年4月27日判決によれば，弁護士法第72条の『鑑定』とは，『一般の法律事件について，法律上の専門知識に基づく法律見解を述べること』であり，・・・この解釈によれば，依頼者の話を精査して競馬情報会社の行為を詐欺行為であると判断したり，競馬情報会社から過失相殺を踏まえた和解案を提案された依頼者に「加害者に強い違法性がある場合には過失相殺は認められない』旨の助言等をしたことは『法律上の専門的知識に基づく法律見解を述べること』であり，『鑑定』に該当する。」と主張している。

（ア）まず，「競馬情報会社の行為を詐欺行為であると判断した」ことは「法律上の専門的知識に基づく法律見解を述べることであり，鑑定に該当する」という主張だが，これは現実を見ない的外れな指摘である。なぜなら，詐欺行為かどうかの判断，つまり法的判断は被害者自身にもできることからである。

すなわち，被害者は相手の正体がよく分からないので，本当に騙されているのかどうか，相手の話がうそなのか本当なのかと迷うことがある。それは詐欺という犯罪，つまり法律を知らないのではなく，相手が本当のことを言っているのか嘘をついているのか確信がもてないという意味で，詐欺かどうか分からないのである。被害者の中には洗脳されて詐欺師の話をすっかり信じ込み，家族友人から，騙されているからやめなさいと説得されても，いや絶対にそんなことはないと言って受け付けない人もいるし，そうでなくともやはり多く人は欺かれているという確信がなく，半信半疑なのである。

そこで、原告が増山記透グループの実態、たとえば的中実績が捏造であること、パンフレットにある人物の写真も名前も架空のものであること、1つのグループで何十社もの会社を持ち、それぞれがスポーツ新聞に全面広告を出して同じようなことをしていること、同様の多くの被害者がいることその他を詳しく説明するのである。すると大概の人は自分が欺されていたことに気がつくのである。しかし、それでも洗脳が解けない人には、かつて関西の朝日放送が当該グループについて報道した番組を録画したものを見て貰うのだが、それでも欺されていることに気がつかなかった人はいなかったように思う。こうして、ようやく現実を理解することができ、自分は騙されていたのだと確信することができれば、被害者はこれは「詐欺」だと自分で法的な判断をすることができるのである。

世の中には無数の法令があるから、専門家に聞かなければわからないものも少なくないが、刑法の基本的な罰則は、道徳とともに一般市民も承知しているのであり、だからこそ犯罪抑止効果が生ずるのだろう。原告は、詐欺会社の実態を知り、騙されたと気づいてもなお、それを詐欺と認識できない被害者に会ったことはない。

そしてついでに言えば、詐欺とわかれば、法的には返金請求ができることは皆知っていて、損害賠償請求をしたいとか、慰謝料請求をしたいとの思いが自然に沸き上がるのである。民法の何条にあるかは知らなかったとしても、このような権利があることは日本人なら大概知っている。国民の多数が文盲だったり、小学校教育を受けていない国の人々でさえ、おそらく基本的な犯罪は道徳と一体だから知っていると思われるが、道徳性が高く、かつ、高学歴の我が国でこれら基本的な犯罪や権利を知らない人はいないはずである。原告はそれを知らなかった被害者に会ったことがない。法務文書課は、「専門的知識に基づく法律の見解を述べた」というが、いったいいつの時代のどこの国の人々の話をしているのだろうかと思う。現

実離れをしているとしか言いようがない。

また、さらに言えば、被害者が知りたいのは、詐欺を理由に返金請求する法的権利があるかどうかではない。なぜなら権利があることは皆知っているからである。被害者が知りたいのは、詐欺組織を相手に本当に情報料を取り返すことが可能なかどうかという実際のところである。そこで、仮に原告が、「取り返すのは可能です」と言った場合、法的権利がありますよと言っているのではなく、事実上取り返す可能性が有りますという意味である。従って「法律的知見等に基づいて主体的に依頼者を指導」しているというよりも、詐欺会社について経験から知り得た実態を説明しているわけである。そして、実態を理解し、欺されたと確信し、詐欺にあったのだから金員を取り返す可能性が少しでもあるなら返金請求をしたいという被害者の意思に沿って文書を代書してきたのである。

(イ) また、法務文書課は「加害者に強い違法性がある場合には過失相殺は認められない旨の助言等をしたことは法律上の専門的知識に基づく法律の見解を述べることであり、鑑定に当たる」と主張するが、これも空想に近い事実誤認である。

過失相殺の概念は一般に知られているし、当該5件の被害者は皆知っていることである。被害者は詐欺会社から過失相殺を主張されたとき、皆、それはおかしいと思ったのである。被害者は相手方が、組織的に計画的に悪意をもって自分に罠をかけ、大金をだましとったことをすでに確信していて、決して許せないという強い思いを持っているから、そのような相手が、いざとなると、手のひらを返すように、必ず当たるとは言っていないと全く正反対の主張をし、被害者にも過失があるから過失相殺が認められるべきだと主張することに、誰1人として納得していないのである。

もちろん、被害者の中には自分も悪かったと思う人は少なくない。しかし、それは嘘を見抜けなかったことへの反省であり、家族に迷惑をかけた

ことへの後悔であって、自分にも過失があるからその分返金額が少なくなっても仕方がないという意味ではない。

ただ、被害者は一人では弱気が先に立ち、詐欺師にはかなわないと思い、まして弁護士が出てくれば多くの場合いいなりになってしまうのである。途中で妥協したとしても、それは過失相殺の主張を受け入れたからではなく、単なる弱気である。権利がないと思っているのではなく、現実はこのもの、仕方がないと思うのである。増山記透グループの側はいくら時間がかかっても痛くも痒くもないが、被害者の側は経済的にも精神的にも負担が大きく、1日でも早く和解して金銭を取り戻し、借金を返金したいから、悪夢を忘れたいから、不本意ながら妥協するのである。そこで、原告が長谷川弁護士の行動の仕方、増山記透グループという詐欺組織の実態を説明しながら励まし役になるのだが、それは「法律的知見等に基づいて主体的に依頼者を指導」という問題とは違う。これは法務文書課の事実誤認であり、空想であり、正しい想像力の欠如である。何も考えずに先入観でものを見るからそうなるのである。

法務文書課はヒアリングの前から事実上結論を決めていて、長谷川弁護士の主張そのままに事実認定をし、理論構成することしか考えていなかったのだろう。都合の悪い原告の主張は全て聞き流して、長谷川弁護士の主張だけで理論構成するという、最も安易な道を選んだのだと思う。

(ウ) さらに、法務文書課は、「助言等をしたことは法律上の専門的知識に基づく法律の見解を述べることで鑑定に当たる」と主張するが、すでに述べたように、法的判断は被害者自身も行うことができたのであり、「法的助言」に意味はなく、大切なのは文書作成である。相手方の行為は詐欺である、だから返金請求したい、過失相殺は受け入れられない、という被害者自身の考えや思いに従って、できるだけ正確でわかりやすい文書を書くべく努めたのであり、文書作成は本人の意思を代書するものだから、鑑定

には当たらないと考える。

なお、ヒアリングの場で原告は、返金請求の文書（通知書）も、その後、被害者から長谷川弁護士に送付した回答書も、原告が被害者の意思を確かめつつ代書したものであることを述べている。

これに対して法務文書課は、ヒアリングの場では「通知書」その他の文書を作成すること自体が鑑定に当たると強く主張したが、原告は被害者の考えや意思を文書にする行為と鑑定とは意味が違うと主張した。

するとその後、法務文書課は、「聴聞通知書」（甲第2号証）の中の「懲戒処分について」（甲第1号証）の中で、法律上の専門的知識に基づく法律的理解を述べ助言したことが鑑定に当たるといふふうに主張を変えたのである。法務文書課は文書を代書したのが原告であると認識しながら、「法律的理解を述べ助言した」というように故意に事実を歪め、その上で「鑑定」に当たるといふように主張を変えたのである。

しかし、原告は法律的理解を述べ助言したのではなく、過失相殺に納得できない本人の意思に基づいて代書をしたのだから、法務文書課の主張は事実誤認であり、鑑定には当たらないと考える。

(エ)ところで、聴聞の場で原告が法務文書課にどの程度の文書の作成なら許されるのかと尋ねたところ、「紛争性がある事件において、新たな権利義務を発生させるというものはだめであるが、（慰謝料、損害賠償の請求については）100%依頼人が言ったことを、前後関係や『てにをは』は変えても良いと思うが、内容が変わるとだめであると判断する」（甲第3号証、聴聞調書、11ページ目）と回答した。

しかし、それはあまりにも非現実的な見解である。前後関係や、てにをは、を変える程度で文章が完成するなら、残りの一歩も自分でできるし、人の助けなど必要ない。依頼者は、詐欺にあったと確信し、戻る可能性があるなら返金請求をしたい、損害賠償の請求をしたいと思っても、自分で

文章にまとめることができないので，原告に協力を求めたのである。

法務文書課は「あなた自ら主体的に考え作成したもの」とか「法律的知見等に基づいて」と言うが，すでに述べたとおり，的外れな指摘である。くり返しになるが，法務文書課が「法律的知見等」と呼ぶ，詐欺，返金請求，損害賠償の請求，過失相殺，慰謝料の請求などの文言や概念は，日本人には一般教養の範囲内の知識である。

普通の人なら，欺されたと思えば，詐欺にあったと思うだろうし，詐欺にあったと思えば，返金請求したい，損害賠償の請求をしたい，場合によっては慰謝料請求もしたいということは自然に脳裏に浮かぶものと思われる。これは専門家だけが知りうる特殊な知識ではないし，原告が被害者にわざわざ教えなければならない知識ではない。しかし，法務文書課は，一般市民は無知で，この程度のことも知らないと考えているようである。だから，それは空想で，いったいいつの時代のどこの国の話をしているのかと思うのである。何としても原告に責任を負わせたいが為に，詐欺師達に負けないほどの物語を作り上げていると言ってもよいかもしれない。実際，法務文書課を見ているとまるで詐欺師達を見ているような錯覚を覚えることがある。適当な言葉でいくるめようとしたり（文書の交付をしない理由など），できもしないことをできると言ったり（取消訴訟，審査請求，静岡県行政不服審査会の審査などは，却下されるならできないのと同じ）などである。

そういう意味から，原告が作成した通知書その他の文書の内容は基本的には被害者の意思や思いそのものであって，用語も，被害者自身の口から自然に出る種類のものである。それを条文を引用したりして，全体の表現を整えたのであり，原告はそれは代書人の仕事の範囲内のことと考えてきたのである。それをしてはいけないと言われたら一般市民の要望に応えることができないし，行政書士の存在意義もなくなるだろう。

法務文書課の言うように「主体的に」という言葉を使うなら、原告が主体的に努めたのは、被害者に詐欺の実態を理解してもらい、だまされたと確信してもらうことであった。そもそも欺されたと確信を持たなければ返金請求などできないし、その後も同じ相手に引き続き欺される可能性があるのだから、まずは欺されているということを本人に確信してもらうことが原告の大事な仕事であったのである。被害者の家族から相談があれば、まず、本人はどう思っているのかを聞き、まだ欺されているとは思っていないようだと言えれば、何よりも先に、欺されていることを気づかせること、それが相談の第一歩だったのである。その結果、本人が目覚まして、自分は作り話に乗せられていた、欺されていたと気が付き、その結果、詐欺にあったことを確信し、それならば返金請求したいと望んだ時、初めて、原告の文書作成の仕事が始まるのである。弁護士なら代理人として、本人に代わっていろいろすることができるので、多少本人に無理解や頼りなさがあってもよいのかもしれないが、行政書士はそれができないので、基本的には本人が自覚し、主体性を持たないとだめなのである。その中で、文書作成で協力し、弱気になりがちな被害者を励ますのが原告の仕事であった。おそらく弁護士とは仕事の仕方が違うのではないかと思われるが、法務文書課が単純に、弁護士のすることを原告がしたと思うならそれは事実誤認である。

懲戒処分の結論が出る2、3ヶ月ほど前、今回問題になっている5件の被害者の1人であるH氏が原告を心配して電話をくれたが、県庁の処分に憤りを感じて、自分が直接法務文書課に話をしたいと言うので電話番号を教えたところ、電話をしてくれた。詳しい事はわからないが、文書の内容は自分の考えたことだということを言ってくれたようだ。結局法務文書課は聞き流しただけと思われるが、H氏は地元の警察署、大阪府警、長谷川弁護士と直接かけあったり交渉するだけの意欲も能力もある人物だし、そ

の他の被害者の人々も上記の法律用語や概念を一般常識として身につけている人たちである。

県庁の職員は優秀な人たちだと思われるが、被害者の人々も決して負けてはいないのである。一流銀行の行員もいれば医師もいる。そうでなくとも一定の教養を備えた方がほとんどである。欺されるから教養がない，欺されるから法律を知らず，詐欺，慰謝料，過失相殺といった言葉や概念を知らないと思ったら大間違いである。

ただ，そうとはいえ，返金請求の文書の作成に慣れない被害者が多いので，代書をすることで協力する必要があるのである。原告が書いた文書を見て，自分が言いたいことをそのとおりに書いて貰えた大変喜んでくれた被害者が少なくなかったが，それは，事実関係も法的関係も被害者自身の胸の内にあることを言葉に表すことができたからだと思われる。思っても文章に表せない，それがもどかしく苦しく悔しかったところに，自分の気持ちを表現して貰えてよかったという喜びがあるのだと思われる。これで返金が決まったわけではないのに，まずは自分の気持ちを表現してもらえたということに，喜びを感じるのでと思われる。

多くの被害者は詐欺師達から他言を禁じられていることもあり，相談相手がなく孤立していて，一人で苦しんでいることが多いので，話を聞いて貰えただけでもよかったと，その深い安堵感が電話口から伝わってくるものが少なくなかった。これは結局，法務文書課が空想する「法律的専門知識」うんぬんの話ではなく，詐欺師や詐欺組織のことを知る者（原告）と話をすることで目が覚め，自分の置かれた立場が明らかになったことの安堵感，そのような詐欺師たちにひどい目にあわされた自分（被害者）の立場を理解し，心の痛みを受け止めてもらえたという安堵感だと思われる。そして，やっぱり欺されたのかという落胆の先に，もしかしたら多少でも取り返すことができるかもしれないという一縷の望み（法的な権利うんぬ

んの話ではなく、現実に取り戻す可能性があること)を感じての安堵感だと思われる。そこにあるのは法律的専門知識云々ではなく、実態に対する理解である。

なお、特に初めの頃、競馬情報詐欺の被害者の人たちは警察に相談しても、騙されたあなたが悪いといって笑われ、しかられ、ろくに話を聞いて貰えずに追い返されたという話が多かった。弁護士に相談しても、難しいから諦めた方がよいと言われるなど、行き場がなかった人がほとんどである。その後警察の対応は少しはよくなったが、決して積極的ではない。法テラスも、原告は相談するように積極的に勧めたが、被害者の人たちの話を聞く限りでは頼りにならなかったという感想がほとんどであった。裁判をしても勝訴の可能性がないと判断されるのか、資産の問題があるのか、知る限り受任にまで至った事案はなかったように思う。運良く弁護士に依頼することができた人もいるが、さほど多くはないと思われる。このような人々を助ける仕組みが弁護士会によって作られていないというのが、経験から言える実感である。そういう意味では原告は弁護士で足りている仕事の中に割って入って荒らしたわけではなく、弁護士が消極的な分野に、必要とされて導かれたと思っている。

イ 法務文書課は「懲戒処分について」(甲第1号証)の(別記)【処分の理由】2(1)イ, 7段落目で,

「あなたの意図はともかく・・・情報料及び馬券代の返還並びに慰謝料の支払いを求め・・・文書どおりの支払義務があると主張されているものと受け取るのが通常であるから、客観的には『法律上の効果を生じ・変更する法律行為の実現に向けられた事務処理』に当たり、『その他の法律事務』に該当する」と主張している。

しかしこれについては、2,(7)④で述べたとおりであるが再度説明す

る。

すなわち、長谷川弁護士は原告との間で104件の事案を処理したといっ  
て一覧表を提出していたが（甲第16号証，板倉直壽行政書士交渉事案一  
覧），104件のうち，本件で問題となっている5件は最終の事案であった。  
そして，これまで，情報料全額もしくは大半の情報料が返金されることはあ  
っても馬券代や慰謝料が支払われたことは1度もなかったのである。それは  
104件の一覧をよく見ればわかることである。そして，被害者の側も通知  
書には被害者の思いとして，一般的な権利として馬券代や慰謝料の記載をし  
たものの，実際には情報料さえ戻ればよいと思っており，原告も被害者に対  
して，増山記透グループはどんなによくても情報料全額返金が上限です，だ  
から馬券代や慰謝料は期待しないで下さいと，ずっと昔から説明してきたし，  
被害者も了解していたのである。従って，文書には記載しても馬券代や慰謝  
料までは実際には求めないことは，長谷川弁護士も認識していたことな  
のである。よって法務文書課の主張は事実誤認である。

なお，このことについては聴聞の場で説明したにもかかわらず，それでも  
法務文書課は同じことを主張しているということは既に述べた。

- ④ 以上より，原告の行為は「その他一般の法律事件」には当たらず，「鑑定」  
や「その他の法律事務」にもあたらないと考えるので，弁護士法第72条違反  
を認定した法務文書課の判断は違法であると考えます。

（9）行政書士法第14条第2項の重大な非行には当たらない。

法務文書課は原告の行為を行政書士法第14条第2項の重大な非行に当たると  
したが，上記のとおり，原告は自らの行為は弁護士法第72条違反には当たら  
ないと考えるので，行政書士法第14条第2項にも該当しないと考える。従って，  
法務文書課が下した，業務停止2ヶ月の懲戒処分は違法であると考えます。

(10) 顧問弁護士に相談するのは妥当ではない。

法務文書課は当該事案について顧問弁護士に相談したと述べた。だから法律解釈には問題がないと言いたいようであった。しかし、弁護士は弁護士法第72条に関しては利害関係者であり、弁護士の利益を最優先して、非弁行為の成立を誰よりも広く解するのが一般であるから、公正な立場に立つ者とは言えない。従って、顧問弁護士に相談し、その意見に従うことは、行政手続法の「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する」という目的に反し、違法であると考ええる。相談をするなら弁護士でない法律専門家、たとえば学者等に相談するべきであったと考ええる。

なお、長谷川弁護士は弁護士法第72条について、日本弁護士連合会調査室編纂の「条解弁護士法」の写しを法務文書課に提出している。法務文書課がこれで勉強したかどうかは知らないが、結論を見ても弁護士寄りという印象は否めない。

(11) 社会的事情、社会的利益も考慮されるべきと考える。

以上、個別に反論を述べたが、それ以外にも、弁護士法第72条や行政書士法第14条の解釈適用をする際に、以下の点も考慮するべきではないかと考える。

事実認定や法の解釈適用は、それを行う人間に関係なく、自動的に1つの事実、1つの解釈が決まるというものではなく、判断する者の考え方が反映されるものだと思う。どのような考え方に立つかにより、事実認定も解釈適用も異なるのである。そこで原告は考慮するべき点として、法務文書課に対していくつかの主張を試みたが、悉く否定された。それらについて述べてみたい。

① 懲戒請求の目的は、詐欺行為を継続させるためであった

原告は長谷川弁護士及び増山記透グループの行為は公序良俗に反するとともに違法行為に当たり、また懲戒請求は原告に打撃を与え、増山記透グループを擁護する目的で行われたものだから権利濫用に当たる、よって、それに基づいて原告を処分すれば、それは県知事が反社会的組織を援助、助長し、協力する

ことになり、社会的に不利益こそあれ、利益はないので、その点も考慮して処分を考えるべきだと主張したが、これに対して法務文書課は、県知事が反社会的組織を援助、助長、協力することにはならないと否定した。しかしその理由については述べていない（甲第3号証，聴聞調書，10ページ目の19行目）。

## ② 長谷川弁護士の非違行為に対する考え方

また、法務文書課は、「当事者（原告）の主張どおり、懲戒請求者（長谷川弁護士）が非違行為をしているものであれば、それ自体が法のペナルティーの対象となるので、今回の懲戒請求権とは別のものと考えている」と述べた（甲第3号証，聴聞調書，10ページ目の2行目以下）。

この考えは、たとえば人が街中で何者かに襲われている時に、助けるのは警察と消防（救急）の仕事だと言って、何もせずに立ち去る公務員と似ていないだろうか。一般公務員に救助義務があるかどうかは知らないが、一般市民でさえ、法的義務はないのに、警察や救急に連絡したり、時には加勢して救助の一旦を担うことは行われているのである。であれば、増山記透グループや長谷川弁護士の行為に対して法務文書課も何かができるのではないかと原告は主張してきたのであるが、まったく関心を示さなかった。

原告は自作のホームページ上で増山記透グループその他の悪質な競馬情報詐欺会社について情報を公開し告発を続けて来たことは法務文書課にも述べたが甲第12号証，申述書（1）でも述べている。それ自体は行政書士の職務行為ではないが、一市民として行ってきたものである。それが競馬情報詐欺の沈静化にどの程度役に立ったかはわからないが、世の中に役立つ事であれば自分にできることをたとえ小さな力でもやってみようというのは多くの市民の中にある考えだと思われる。また、それをしてはいけないということもない。その結果、原告の場合は東京都行政書士会の苦情委員会から2度呼び出されて事情を聞かれたり、訴外（株）新菱（シンリョウ）トラスト（原告がファクトワン系と呼ぶ競馬情報詐欺グループ）から訴訟を起こされたり（甲第13号証，判決

書)、長谷川弁護士から懲戒請求を起こされるなどのリスクを背負いながら続けて来たが、これもまた長谷川弁護士その他の非違行為に対する原告なりの対応であった。しかし、法務文書課は何もしなかったのである。ここに法務文書課の考え方が表れており、全ての判断の基になっているが、そこに問題があると原告は考えるのである

### ③ 被害者の権利回復について

法務文書課は原告の行為を「重大な非行」と断じた上で、「被害者の権利利益の回復は、順法精神に基づいて当事者(原告)自身が判断することであろうと考えている」と述べている(聴聞調書、11ページ目の1行目)。分かりにくいので補足説明を求めると、「行政書士である以上、法を守る精神の中でどのような手段があるのか考え、法が禁止していない範囲内で行うべきであると考えている」と述べている。

すでに述べたとおり、違法かどうか、重大な非行にあたるかどうかは見解の相違だが、原告は行政書士という立場を考えつつ、その範囲内でいったい自分に何ができるかと考えて行動したのだが、法務文書課はそれを否定するのだから、被害者のことは知りませんといっているのと同じである。ここにも法務文書課の考え方が表れており、全ての判断の基になっているが、そこに問題があると原告は考えるのである。

原告は敢えて地方公務員法第30条「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」を指摘したい。

### ④ 被害者には相談の受け皿がなかった

競馬情報詐欺の被害者は、警察に相談すると、騙された彼方が悪いと言って笑われたり説教をされて、ろくに話は聞いて貰えずに帰されるのが一般であった。また、弁護士に相談すると、難しいから諦めた方がよいと言われ、法テラスに相談すると、競馬情報詐欺のことを知らずに、頼りない返事が返ってくる

ことが多かった。これは原告が相談に乗った被害者の人たちの多くが証言することである。

そのような状況の中で、原告がホームページに競馬情報詐欺の事案を載せると次第に相談がくるようになったのである。行き場のない被害者の人たちが原告の下に自然に集まったと言っているだろう。全国に数万人の弁護士がおり、法テラスがあり、司法書士もおり、消費者センター等もある中で、全国から多数の相談が原告に集まったのは、原告の意思や欲得でどうなるものではなく、天命だったと考えている。長谷川弁護士は原告が「ホームページ上で競馬情報詐欺の相談を標榜して広く依頼者を募集し」と述べているが、それだけで相談が集まるわけではない。

このように原告はすでに弁護士によって十分に手当てされている領域に割って入って荒らす行為をしたわけではないのであり、その事実も考慮されてよいのではないかと思うが、法務文書課はこれも否定した。

⑤ もし原告が相談の受け皿になっていなかったらどうか

もし原告が依頼を引き受けなかったら、原告に相談にきた被害者の人たちはどうなただろうか。もちろん別の方法で権利利益を回復することができた被害者もいると思われるが、諦めた人もいたと思われるし、二次被害に会った人もいると思われる。

原告が競馬情報詐欺に関わるようになってから何年かたつと、インターネット上には、だまし取られた金員は必ず取り返せますとうたう探偵社が出現し始めた。もちろんこれらは詐欺師同様の人間が立ち上げた探偵社である。わらをも掴む被害者の中にはそちらに相談して二次被害に遭う人もいた。何もしないのに、調査名目で何十万円もの料金をとられてしまうのである。これは二次被害にあった人たちからも確認することができたが、ホームページを見ればあやしいことはわかるので、原告は被害の声を聞く前から、原告のホームページ上で注意を促していた。後々気が付いたのだが、競馬情報詐欺というのは、ギャ

ンブルのイメージがあるせいか、警察、弁護士、消費者センターなどから敬遠されていて、いわば保護の空白地帯にいるようなところがあり、昔も今も、まともな相談受け皿はあまりないように思われる。原告は警察がもっと積極的に動いて欲しいと思い、ホームページ上でも訴えてきたつもりだし、いくつかの警察本部にメールを送ったこともあり、返事を貰ったこともあるが、期待ほどには動いていないように思われる。

なお、現在は一頃に比べると相談はかなり減った。その理由は良くわからないが、増山記透グループを除けば、一事横行していた特に悪質な競馬情報詐欺が減少したのかもしれない。というのは、一時見られたいくつかの競馬情報詐欺グループは増山記透グループを除きほとんどのものが解散または撤退していったからである。その理由は警察の介入や経済的行き詰まりその他いろいろあると思われるが、原告がそのホームページ上で、詐欺グループの首謀者達を実名と住所入りで告発し続けたことも微力ながら役に立ったのではないかと思う。代理人弁護士その他から何度も記事の削除を求められたが応じないでいる内に、少しずつ消えていったように思う。詐欺師達と自分なりに闘うことができたことはよい思い出である。

競馬情報詐欺被害は弁護士に相談したらいい、安く、あるいはただでやってくれる弁護士もいるはず、という人もいるが、どこにそのような弁護士がいるのかを教えてくれるわけではない。被害者にとって現実は厳しいのである。このような現実を法務文書課にも訴えたが、全く意に介してくれなかった。

⑥ 原告の行為は被害者に特に不利益をもたらさなかった

原告の行為は被害者に特に不利益をもたらさなかったし、むしろ戻らないと諦めていた金員が戻り、感謝されることが多かった。被害者は皆、だまし取られた金員は戻らないと諦めているが、実際にやってみると原告の場合、受任した事案のおよそ8割5分で返金の実現したし、実現したものに限って言えば、詐取された金員のおよそ8割が戻っている。そういう意味では、諦めた方がよ

いといった弁護士のアドバイスは正しくなかったと思う。もちろん、返金の実現していない1割5分の事案については残念に思うし、被害者（依頼者）のことが時々思い出される。

なお、原告は相談する被害者に対して、必ず取り戻せますということは1度も言ったことがない。やってみなければわからないからである。それでもよければやってみましょうと言って依頼された事案が、結果的には上記のような結果になったのである。ただ、増山記透グループは当初から返金してきていたので、まずは自分で返金請求してみることを勧め、自信がないとか、やってみてもだめだったという人たちの依頼を受けてきた。

⑦ 当該懲戒請求を起こしたのは詐欺会社の代理人弁護士である

当該懲戒請求を起こしたのは詐欺会社の代理人弁護士であり、原告にそのホームページ上で、秘密にしていた首謀者の名前や、会社名及び役員名を暴かれたため、組織を守り、詐欺行為を継続するために、原告に打撃を加える目的でなされたものであった。つまり、懲戒請求はかつての依頼者や、一般の弁護士や弁護士会からのものではなかったのである。原告は自分のホームページに10年前から競馬情報詐欺について詳しい記事を載せてきたから、関係者多数の人の目にとまったはずであり、その中には弁護士もいたことと思われる。しかし、弁護士から情報提供を求められたことは何度かあるが、一般の弁護士から批判されたことはない。批判した弁護士もいたが、すべて競馬情報詐欺会社の代理人であった。

なお、原告は平成27年8月19日に、東京弁護士会に対して長谷川弁護士の懲戒請求をし（理由は、詐欺的行為の助長）、現在、綱紀委員会で審査中だが、1年8ヶ月が過ぎても進展がない（甲第14号証、「調査開始通知」）。弁護士の懲戒請求に疑問を感じつつあるところである。

（12）長谷川弁護士の影響と問題点

長谷川弁護士が法務文書課に提出した懲戒請求書（甲第10号証）に書かれていることは法務文書課に対して強い影響を与えたと思われる。そこで、以上述べたこと以外にもいくつか指摘しておきたい。

① 返金請求について、長谷川弁護士は非弁行為に当たるとは言わなかった。

長谷川弁護士は、原告の業務内容が非弁行為に当たると述べた上で、「過去数度に渡ってその旨を警告してきたが、返金請求業務を止めることはなかった」（甲第10号証，懲戒請求書，4ページ目の11行目から）と述べている。

これは「通知書」の作成送付をやめるよう警告してきたのにやめない悪い人間だ、というふうに取り得るが虚偽である。長谷川弁護士が原告の業務そのものについて非弁行為であると指摘したことはただの1度もなかったのである。

長谷川弁護士は、原告がそのホームページ上で公開していた、増山記透グループの親会社と言われる（旧）（株）ビッグウインや（株）アドラスの役員に関する記事の削除を求める文書を内容証明付文書を含めて過去に十数度も送ってきている。原告がその要求を受け入れなかったのもそのような回数に及んだのだが、その際、いつも文末には、削除しなければ「非弁行為」や「行政書士の品位を害するような行為（行政書士法第10条）」を理由に懲戒請求をするというように書き添えていたのである。つまり、非弁行為という言葉はホームページの記事を削除させる為に、脅し文句として使ってきたのであり、返金請求業務そのものについて言及したり、止めるように言ってきたわけではないのである。

これについては法務文書課にはヒアリングの場でも説明したし、記事の削除を求める文書は法務文書課にも提出されていたが（甲第17号証「通知書」）、原告の主張を聞きながら、しぶしぶ認めるというような様子であった。しかし、長谷川弁護士の主張が本当であって欲しいと思っているように見えた。

ところで削除を求める理由として上げたのは、（旧）（株）ビッグウインは

すでに解散し、その役員等は詐欺グループとは何の関係もないから、記事は人権侵害になるというものだった。

ところが平成26年の5月頃、内部にいた人物から情報提供があり、新しい親会社及び各部門を司る会社など計10社ほどが見つかったのだが、その役員の大半は(旧)(株)ビッグウインの役員たちだったのである。こうして、無関係どころか、現役の幹部であることが判明し、長谷川弁護士の本張は虚偽であることが明らかになった。そこで首謀者である増山記透の名前とこれらの会社名や役員名をホームページで公開したところ、別の弁護士から増山記透の記事の削除を求めて来たが、拒否すると、ついにそれに対する反撃として懲戒請求をしてきたのである。

② 長谷川弁護士から常に原告に回答が来た。

また、長谷川弁護士は原告の行為を非弁行為と非難しているが、通知書を詐欺会社に送付すると、長谷川弁護士は「受任の通知」を、被害者にではなくいつも原告に送ってきたのである。参考として甲第18号証「受任のご通知」を提出するが、これは法務文書課にも長谷川弁護士から提出されているものである。

これは原告が求めたわけではなく、長谷川弁護士自身の判断であった。被害者の住所は詐欺会社が承知しているのだから、被害者に送付すればよいところ、何故か常に原告に送ってきたのである。そこで、原告はそれを被害者(依頼者)に転送していた。

従って、もし長谷川弁護士が原告の行為を非弁行為と考えていたというのなら、故意に非弁行為に加担していたことになるが、被害者と和解することで民事刑事の責任を逃れることさえできれば、非弁行為でもなんでもよいと思っていたのかも知れない。あるいは、実は非弁行為とは思っていなかったが、いよいよ原告を攻撃するために、方便として非弁行為を理由に挙げたということなのかもしれない。

ところで、5人の当事者の1人であるH氏は平成27年2月12日に（株）華組（ハナグミ）に返金請求の通知書を送ったが、2月19日にまず（株）華組からH氏に返事があり（甲第20号証、「ご連絡」）、その後、長谷川弁護士からH氏に直接回答が届いている（甲第21号証、これは長谷川弁護士から法務文書課に提出されている）。このようなことは初めてのことである。いよいよ懲戒請求をすると決めたころのようだが、これまでどおり原告に回答しては自己矛盾になると気がついたのであろうか。

また、このように法務文書課には長谷川弁護士から、原告に対する回答も被害者自身に対する回答も書証として提出されていたわけだが、法務文書課はその違いに気がついていなければ、考えてもいないだろう。事実を深く知ろうとはせず、原告の弁明に対してはただ1つの質問もなかったのだから。

#### ③ 長谷川弁護士が回答した、紛争性が発生した時期。

法務文書課が文書で長谷川弁護士に確認したことが2点あり、そのうち1点は、「いつの時点をもって紛争性が発生したと解するか」という質問であった。これに対する長谷川弁護士の回答は「損害賠償請求の通知書を送付した時点で紛争性が発生したと解する」だったそうである（甲第3号証、聴聞調書、6ページ目の3行目から）。これは法務文書課の見解と一致するが、ここにも長谷川弁護士の影響を見ることができると思う。

これについては既に述べたように、長谷川弁護士から通知書自体が非弁行為にあたると言われたことは一度もない。

#### ④ 守秘義務違反の主張

長谷川弁護士は守秘義務違反の主張もしてきた。和解契約締結後も具体的事案を原告のホームページに載せていたのは和解契約に基づく守秘義務違反だと主張した（甲第10号証、懲戒請求書、9ページ目の第5、1（1）以下）のだが、これについては、金員が被害者の口座に振り込まれてから削除するという、個々の事案を越えて包括的な合意があり、全てそれに従って行っていたし、

分割の場合は最後の支払いが終わってから削除していたので、守秘義務違反はなかったのである。増山記透グループの104件も他の競馬情報詐欺会社との事案も全てそのように処理していた。

ところが、これについて法務文書課が長谷川弁護士に文書で確認すると、「そのような包括的な合意はなく、大変勝手な主張である」（甲第3号証，聴聞調書，6ページ目の7行目から）と回答してきたそうである。結局法務文書課は別の理由で守秘義務違反にはならないと認定したそうだが、このように長谷川弁護士の言い分には虚偽がある。原告は返金を確認するまで記事を削除したことはないから、長谷川弁護士の言い分が正しければ何十回も抗議の文書が届いたはずだが、そのようはものはない。

ところで、守秘義務違反について、すでに述べたように長谷川弁護士は和解契約に基づく守秘義務違反を主張したのだが、法務文書課はヒアリングの場では、それについては言及せず、行政書士法第12条の守秘義務違反（行政書士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱った事項について知り得た秘密を漏らしてはならない）について言及した。長谷川弁護士からは行政書士法第12条について言われたことはないのでおかしいと思ったが、法務文書課独自の判断で契約違反よりも行政書士法違反を問おうとしたらしい。しかし、懲戒請求者自身が考えもしなかったことを、どうしてそこまでするのかという疑問を禁じ得ない。これは原告を何とか懲戒処分したいという強い気持ちの表れと見てよいと思うが、何故か法務文書課は初めからそのような姿勢で臨んでいたのである。

#### ⑤ 国民生活センターによる注意喚起について

長谷川弁護士は懲戒請求書の9ページ目で「国民生活センターによる注意喚起」と称して、「(アダルトサイトに対して) 行政書士が返金請求や解約交渉等を行うことは、弁護士法に違反している可能性が高く、行政書士に解約交渉等を行うことは認められません」という記事を引用した上で、本件でも同様の

指摘が当てはまると主張している。

しかし、国民生活センターの説明をよく読むと、このような行政書士（本物かどうかは不明だが）の行為は、詐欺師が開設して2次被害を出している、探偵社のホームページと同様のものと思われる。つまり、インターネットで検索するとヒットしやすいように特別な仕掛けがしてあり、故意に公的な消費者センターと間違えるような表示をしているためアクセスしてしまうようだが、返金請求ができる（金員が戻る）と謳い、しなくてもよい解約交渉（本人が知らない間に契約したことにされてしまうようなものは、放置して相手にしないのが一番だが）を、やりましょうと言って依頼を受け、料金を取るといった類いのものと思われる。これは単なる詐欺的行為であり、たとえ同じことを弁護士がしても問題になると思われる。つまり、弁護士ならよいが行政書士はだめという種類の問題ではないのである。だから国民生活センターに苦情が集まるのだと思われるが、これは原告の行為とは全く質が異なることである。原告のホームページには特別な仕掛けはないし、弁護士と間違えるような表示もしていないし、必ず返金できますとももちろん書いていない。

国民生活センターは当該問題に関する報道発表資料の中で「行政書士はアダルトサイト等に対しての文書の作成やその相談を受けることはできますが、弁護士等が行うようなアダルトサイト等との解約交渉はできません」と述べているが、原告はまさに文書作成はしたが交渉はしていないのであり、それは意識的に気を付けてきたことであるから、国民生活センターの見解からみても問題なかったといえるのではないかと思う。この長谷川弁護士の主張を法務文書課はどのように受け止めたかは知らないが、何としても懲戒処分したいという姿勢が見られることからすれば、隠れた根拠の1つとしているかもしれない。

### Ⅲ 原告の被った損害

原告は1年5ヶ月にわたり手続に縛られた。多くの申述書や書証を提出し、その為に多くの時間をさいたが、その全てが無駄になるというダメージを負った。原告は懲戒請求手続というものを初めて体験したので、当初は、法務文書課は懲戒請求者と被懲戒請求者の間に立つ裁判官的な存在だと考えていた。そこで、双方からしっかりと話を聞き、柔軟適切に対応してくれるものと思っていた。しかし、手続が進むにつれ、どうもそうではなさそうだと思うようになり、聴聞が終わった段階で、法務文書課は警察のような立場であることに気がついた。つまり、最初に予断をもってストーリーを作り上げると、後はひたすらそのまま突き進むだけで公平な第三者ではないということがわかったのである。また、続く主宰者も審理員も法務文書課にただ追随するだけで、批判的に見ることのない存在であった。静岡県庁という1つの組織に名前ばかりの役割がついていただけであった。だから、終わってみれば全てが無駄になったのも不思議ではない。

この間、手続のことが日々頭から離れることがなく、毎日がどんよりとした曇り空の下にいるようであった。その結果何か特別な精神状態が続いていたように思うし、それが生活全般にも影を落とした。法務文書課は聴聞の場で、あるいは文書で、不満なら裁判に訴える方法があると言ったが、裁判は口でいうほど簡単なことではない。準備に大変な時間がかかるし、しかも素人がうっかり取消訴訟を起こしていたら、散々苦労した先には「却下」が待っているのである。法務文書課はそれを知りながらどのような気持ちで裁判ができると言ったのだろうか。極めて悪質な増山記透グループでさえほとんどの事案は裁判に至らずに和解しているのである。それは増山記透グループ側の戦略とはいえ、被害者も助かることであり、一方的に結論を出しておきながら、不満があるなら裁判すればいいと簡単に言い放つ法務文書課の方が質が悪いといってもよいかもしれない。原告には増山記透グループと法務文書課が何故か同じ体質に見えてならないのであるが、この点もその理由の1つである。

そこでまず、精神的損害として300万円を請求する。内訳は、業務停止2ヶ

月の処分を事実上決めた法務文書課の聴聞までの手続（関係者は法務文書課課長高藤吉郎，倉石寛，森隆史，吉野正人）に関して100万円，聴聞主宰者手老豊の行為に関して50万円，審理員中津川秀之の行為に関して50万円，そして，法務文書課の，審査請求や取消訴訟を事実上無にする処分決定に関して100万円である。

また，経済的な損失についても様々あるが，競馬情報詐欺に関する相談は一頃よりずいぶん減り，自分の役割は終了したという思いや，仮に競馬情報詐欺自体が減ったとすれば，そのことに自分も多少の貢献ができたのではないかという，うぬぼれかもしれないがそれなりの満足感もある。競馬情報詐欺の被害が減ることはよいことだから，それに関する損害には特に不満はない。ただ，1件だけ請求することにする。

懲戒請求後も時々相談があり，それは全て無料で行ってきたが，依頼を断ったものもある。そのうち，1人について述べたい。

承諾を得ていないので名前は出せないが，被害者は東京の江戸川区船堀在住のK氏である。K氏は増山記透グループに騙されて272万円の情報料を払ったのだが，そのうち141万円分については近くの弁護士に依頼して返金請求をし，そのうち100万円を取り戻すことができた。この時の返金率が71%で，法定利息はついていないということはすでに述べた。ところが，残り131万円分については，情報社の住所が分からないということと，和解した際に作成した文書に，「返還を以て，一切の債権債務がないこと」の文言が入っていることを理由に，当該弁護士は，残りの部分は請求することができないと言って受任してくれなかったという。当該弁護士が増山記透グループのことを知らなかったのも，そのような判断をしたのだと思われる。そこで困ってインターネットで見つけた原告に相談があったのである。

和解した書面を見ると，残りの分は和解した会社とは別のものであったので，簡単な文面を口頭で伝え，自分で手紙を書いて請求するようにアドバイスをした。

簡単な文書でも、これまでの経験から、返金請求の土俵に乗せることができると判断したからである。ところが、1ヶ月ほどして電話があり、結局、自分では文書が書けないので某行政書士に文書を書いてもらって請求したが、うまくいかなかったと言って、また相談があった。某行政書士は名前だけは知っている専門家のはずだがそれでもだめだったという。事情を聞くと被害者の記憶違いや当該行政書士の調査不足もあり、しかるべきところに送らなかったため、うまくいかなかったことがわかった。そこで、どこに送るべきかを確認した上で、原告が宛先を書いた簡単な文面を作成してK氏に送り、某行政書士が作成した文書の写しを同封して送付するようアドバイスしたところ、その通り実行して、ようやく返金交渉の土俵に上がることができ、何度かの交渉の末、90万円の返金で和解したと連絡があった。K氏は相談の段階でも、相談料を是非払いたいと言って、銀行口座番号を何度か聞かれたが、断わり、返金の実現した際には是非お礼がしたいと言われたが、その時も断った。すると1週間ほどして現金書留が送られてきたが、失礼ながら、原告は受け取り拒否という形にして受け取らなかった。K氏の気持ちを無にすることになり申し訳ないとは思ったが、また、すでに業務停止期間が終了していたとはいえ、懲戒処分の違法性に決着を付けるまでは筋を通したかったからである。なお、現金書留の中に入っていた金額は確認していないから分からない。

そこで、これを損害金として被告に請求しようと思う。返金額90万円の1割と消費税分として97,200円である。

以上合わせて、請求額は309万7200円になる。

#### IV まとめ

懲戒請求手続や審査請求手続は、行政手続法の「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する」という目的や、行政

不服審査法の「公正な手続を保障し，国民の権利利益の救済を図る」という目的を最大限に尊重してなされるべき所，法務文書課はそれらの法の精神を理解せず，ただ形式を守り，書類を整えるだけで良しとし，実質を検討する努力を怠ったまま結論を出した。法務文書課は，ヒアリングに入る前から懲戒請求者の主張だけで結論をイメージし，ヒアリングでは表面的な事実の確認だけで満足し，当事者である被懲戒請求者（原告）の言い分をことごとく聞き流し，そのため大切な事実関係を見落とした。その誤った事実認定の下になされた弁護士法第72条や関連判例の解釈適用は，違法であった。また，法務文書課に続く聴聞の主宰者や審査請求の審理員は，「県知事から独立」とは名ばかりで，真摯に調査したり考察しようとはせず，法務文書課の見解を無批判に追認し，加勢しただけであり，聴聞や審査請求に期待された法の目的を無にするだけであった。

これらの判断の根底には，関係職員の，一般市民あるいは詐欺被害者には基本的な法律知識さえないという偏見や，行政書士会や行政書士を見下す傲慢さや，詐欺行為の横行，弁護士による詐欺的行為の助長，競馬情報詐欺被害者の孤立といった，いわば社会的病理現象ともいうべきものを勘案して，総合的に判断して結論を出すということができない偏狭さや，職員同士が互いに緊張感をもって職務を遂行し，法の目的の達成を目指すという使命感の乏しさなどがあると思う。

以上，法務文書課の懲戒請求手続き及び審査請求手続きは弁護士法第72条の解釈適用も含めて違法であり，それに基づいてなされた，行政書士法第14条第2号の「重大な非行」にあたるという判断による業務停止2ヶ月の懲戒処分は違法であったと考えるので，その結果生じた経済的損失と精神的損失として計309万7200円及びこれに対する訴状送達の日から支払い済みまで年5%の割合による金員の支払いを求める。

また，訴訟費用は，被告の負担とすることを求める。

以上

## 証拠方法

- 1 甲第1号証 懲戒処分について（静岡県知事）
- 2 甲第2号証 聴聞通知書（静岡県知事）
- 3 甲第3号証 聴聞調書（主宰者）
- 4 甲第4号証 聴聞報告書（主宰者）
- 5 甲第5号証 審理員意見書（審理員）
- 6 甲第6号証 弁明書の送付及び反論書の提出について（審理員）
- 7 甲第7号証 審理手続の終結等について（審理員）
- 8 甲第8号証 答申書の交付について（静岡県行政不服審査会）
- 9 甲第9号証 裁決書（静岡県知事）
- 10 甲第10号証 懲戒請求書（長谷川弁護士）
- 11 甲第11号証 法律家の皆様へ（増山記透グループ）
- 12 甲第12号証 申述書（1）（原告）
- 13 甲第13号証 平成22年6月28日判決言渡（判決）（東京地裁）
- 14 甲第14号証 調査開始通知（東京弁護士会）
- 15 甲第15号証 通知書（詐欺会社宛）
- 16 甲第16号証 板倉直壽行政書士交渉事案一覧（長谷川弁護士）
- 17 甲第17号証 通知書（長谷川弁護士から原告宛）
- 18 甲第18号証 受任のご通知（長谷川弁護士から原告宛）
- 19 甲第19号証 判例時報 2093号 P161-162
- 20 甲第20号証 ご連絡（(株)華組からH氏宛）
- 21 甲第21号証 ご連絡（長谷川弁護士からH氏宛）
- 22 甲第22号証 表題なし（中身は利用規約）

## 添付書類

- 1 訴状副本 1部
- 2 甲号証写し 各1部
- 3 証拠説明書 1部